

**第4次和光市行動計画
男女共同参画わこうプラン(改訂版)
～男女共同参画社会の実現を目指して～
(案)**



目 次

第1章 計画策定にあたって

3 和光市の統計からみえる現状	5
4 令和6年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	13
5 第4次わこうプラン（上半期）の数値目標の進捗状況	24
6 第4次わこうプラン（上半期）の取組と今後の課題	26

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的	37
2 基本理念	37
3 計画の位置付け	38
4 計画の期間	38
5 計画の目標	38
6 計画における重点項目	39
7 計画の体系	40
8 計画の推進	42
9 計画の進行管理	42
10 S D G sとの関係	42

第3章 計画の内容

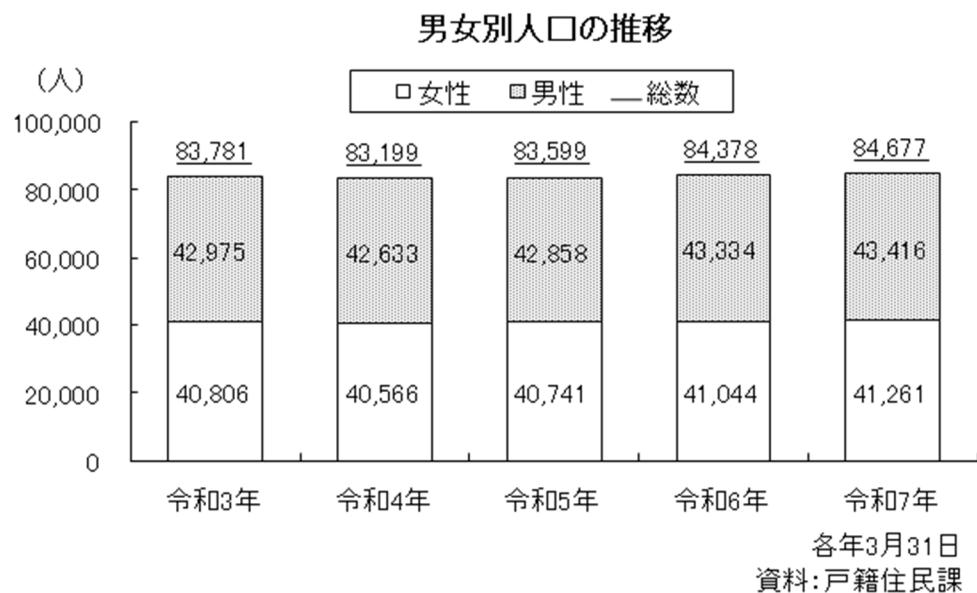
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり	44
基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶	48
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	51
基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備	55

第1章 計画策定にあたって

3 和光市の統計からみえる現状

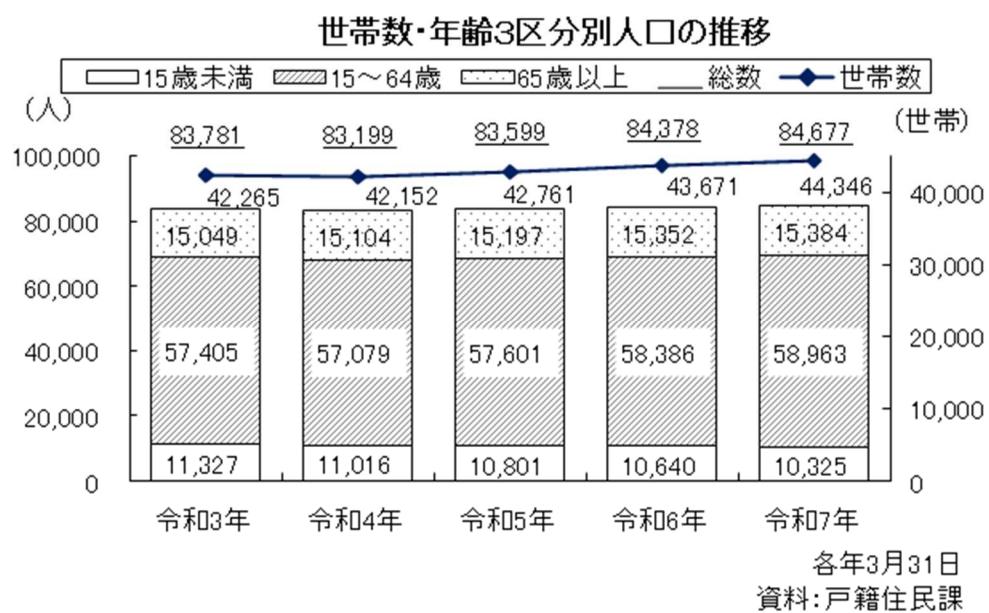
(1) 人口の推移

和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。



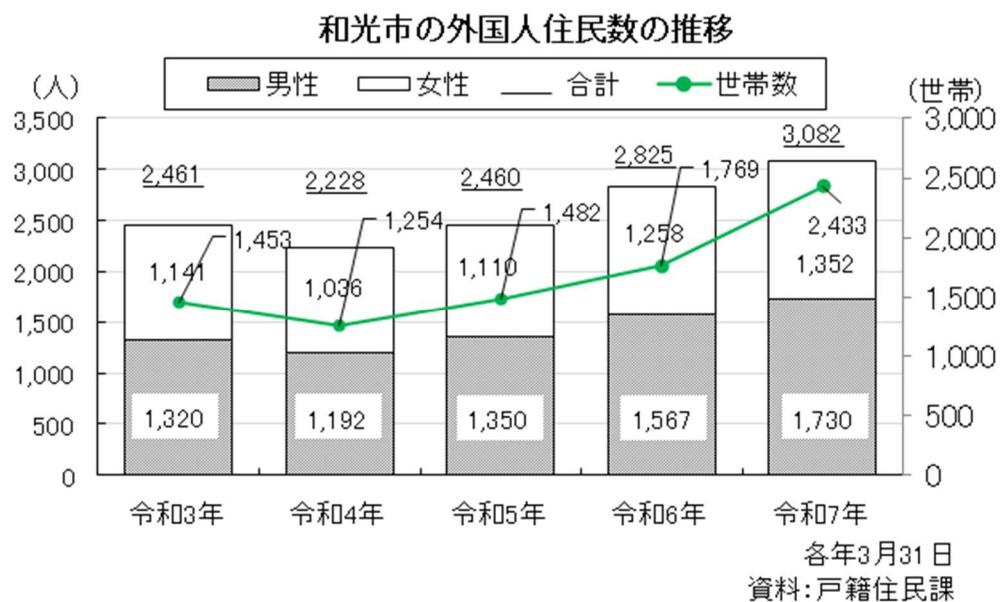
(2) 世帯数・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別では、令和7年(2025年)は令和3年(2021年)と比較して、15歳未満が1,002人の減少、15歳～64歳が1,558人の増加、65歳以上が335人の増加となっています。



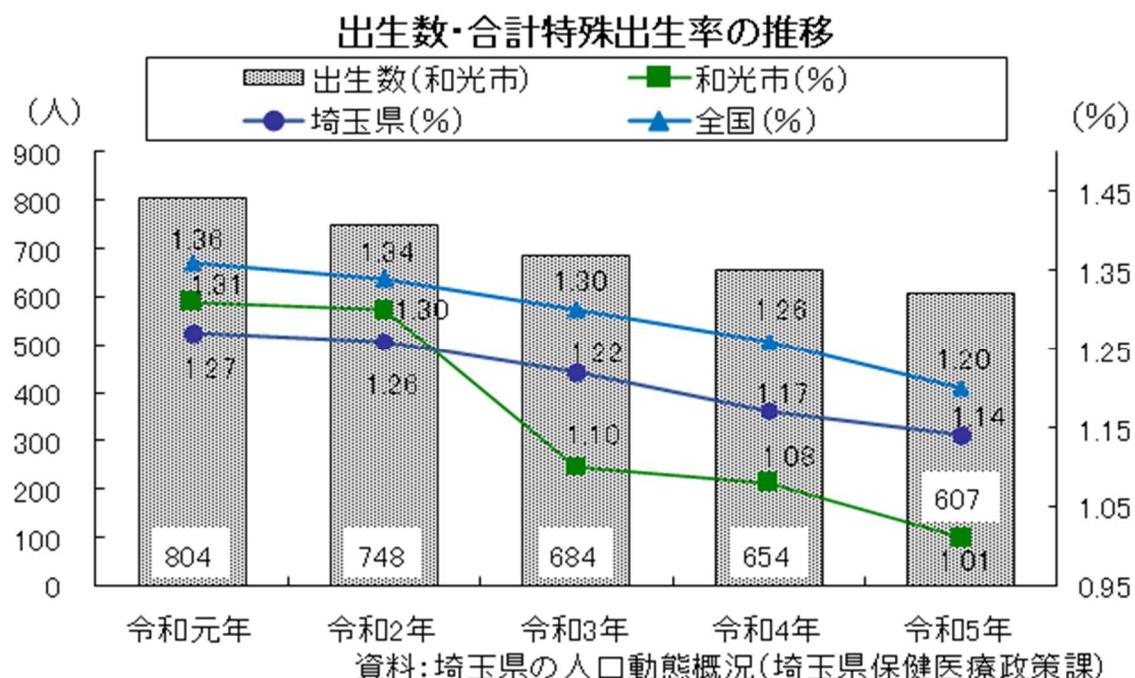
(3)和光市の外国人登録者数の推移

和光市の外国人登録者数は令和4年(2021年)から年々増加傾向にあります。全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。



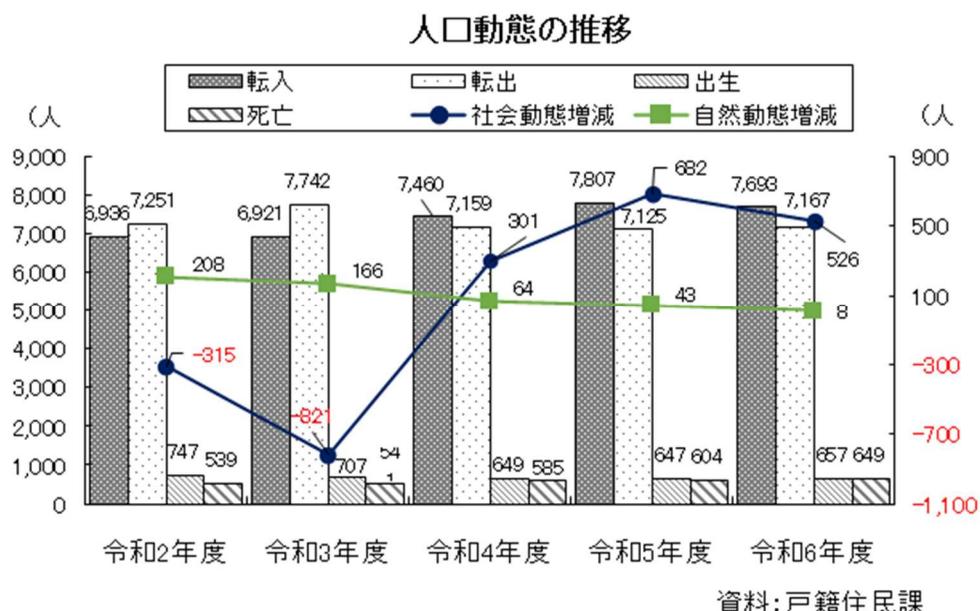
(4)出生数・合計特殊出生率の推移

令和3年(2021年)から和光市の出生数は埼玉県を下回っています。また、合計特殊出生率は減少傾向が続いています。



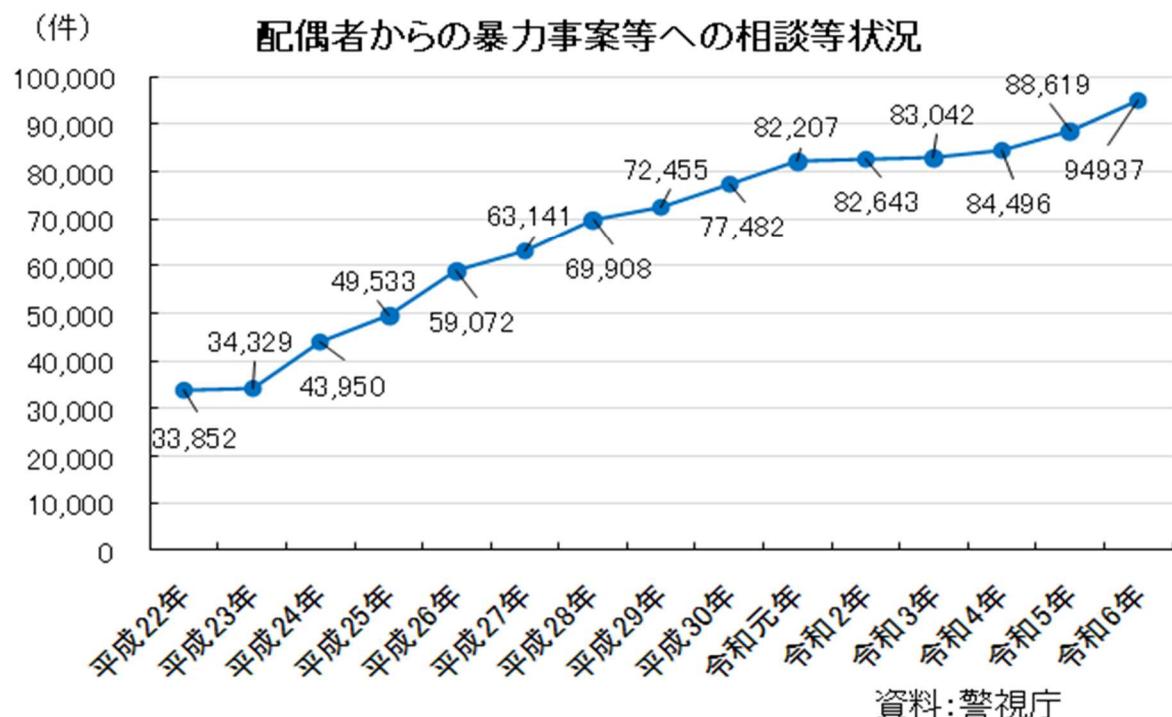
(5) 人口動態の推移

和光市の人口動態の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、令和3年度(2021年度)に減少し、以降増加傾向にありましたが令和6年度に再び減少しました。また、出生・死亡による自然動態増減は、令和2年度(2020年度)から減少傾向にあります。



(6) 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。



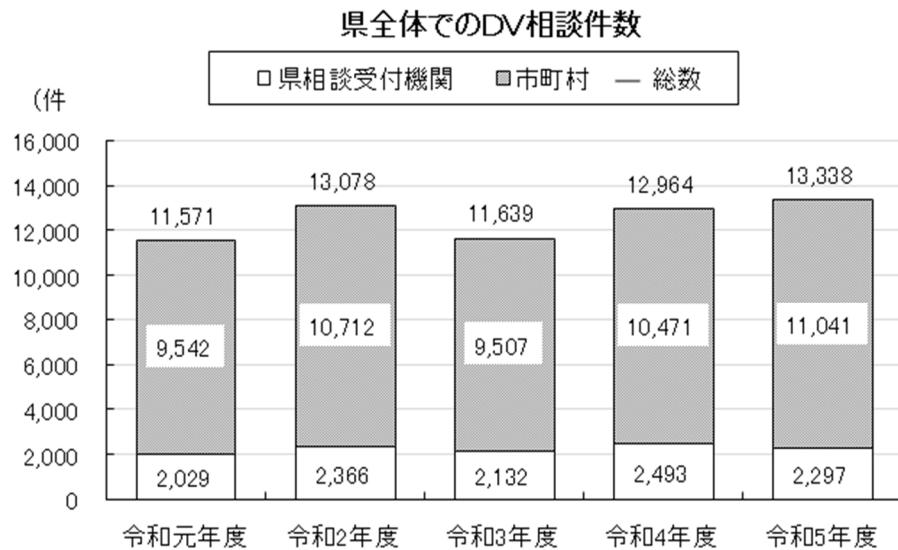
注1)配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2)法改正を受け、平成16年(2004年)12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年(2008年)1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年(2014年)1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(7)埼玉県全体でのDV相談件数

埼玉県全体のDV件数は、

埼玉県全体のDV相談件数は、令和3年度(2021年度)に相談件数が減り、令和4年度(2022年度)は前年に比べ相談件数が増加し令和5年度(2023年度)も増加しています。



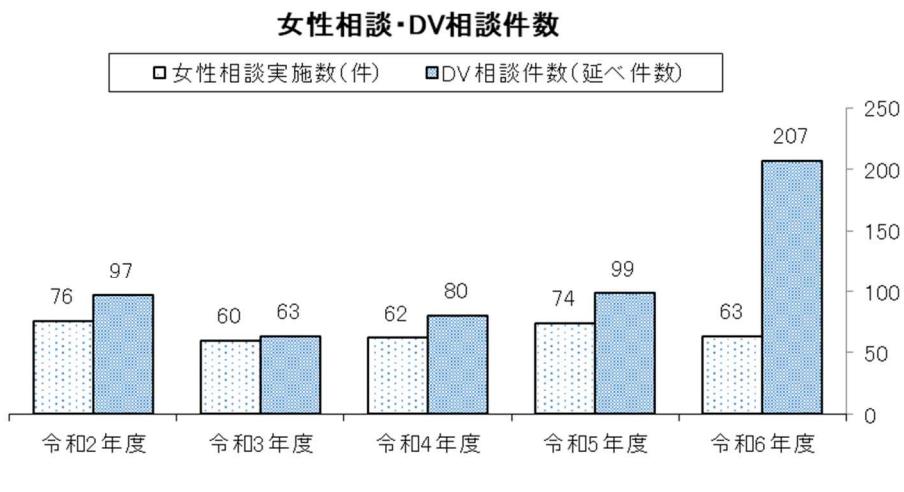
資料: 令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

(8)和光市での女性相談・DV相談件数

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談実施件数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までは増加しており、令和6年度(2024年度)は11件減少しています。

DV相談件数は、令和2年度(2020年度)から減少していましたが、令和5年度(2023年度)から増加しています。



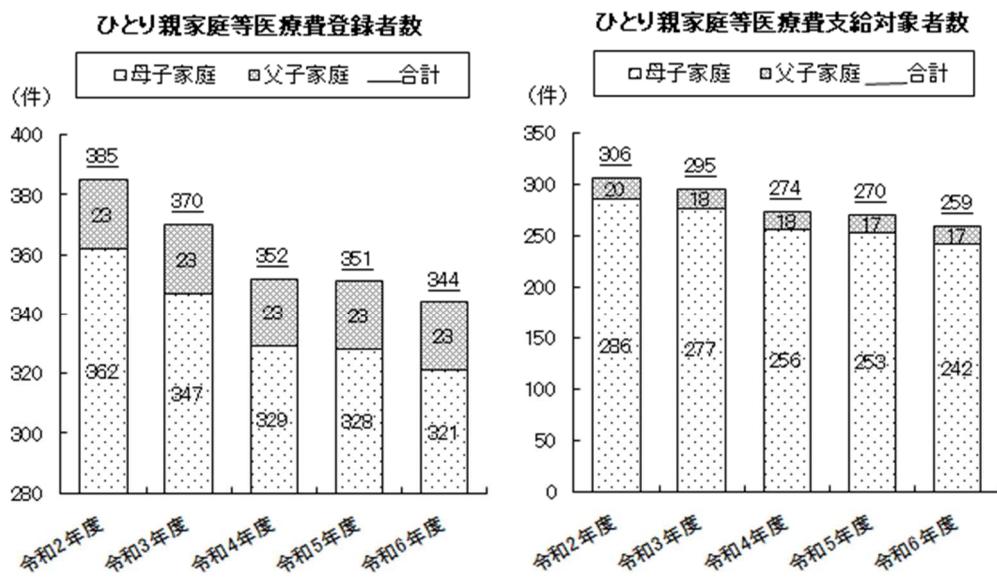
各年3月31日

資料: 市民活動推進課、地域共生推進課

※令和5年度までは、事例件数を相談件数として計上していたが、令和6年度からは、埼玉県の通知に基づき事例件数のうち対応件数を相談延べ件数に変更した。

(9)ひとり親家庭医療費登録者数・ひとり親家庭等医療費支給対象者数

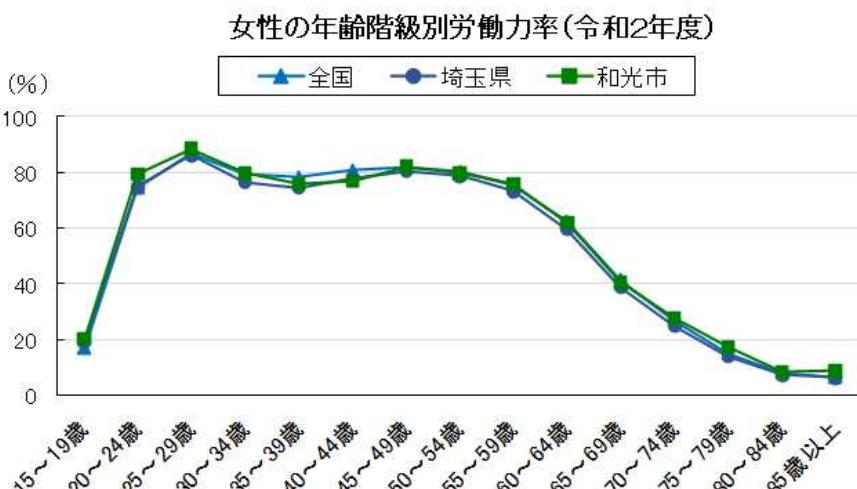
令和6年度(2024年度)の母子家庭のひとり親家庭等医療費登録者数は、前年に比べ7人の減少となっています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の支給対象者数についても、前年に比べて7人の減少となっています。



資料:ネウボラ課

(10)女性の年齢階級別労働率

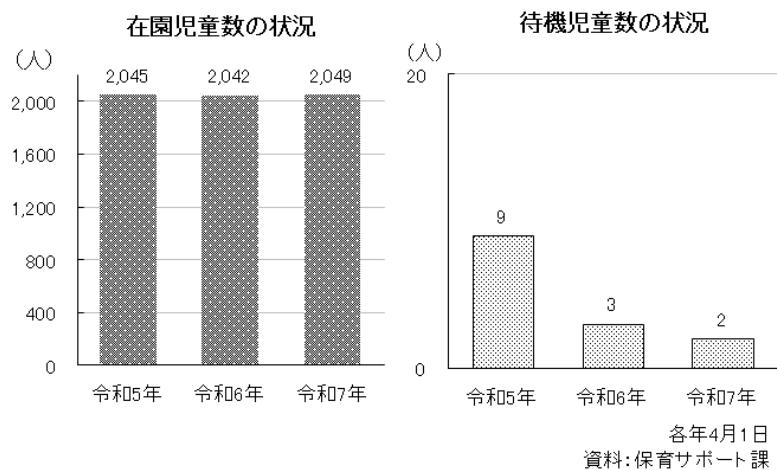
日本の女性の労働率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありました。近年そのカーブは以前に比べて浅くなっています。また、Mカーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く(又は働く意思を持つ)女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。



資料:国勢調査(総務省統計局)

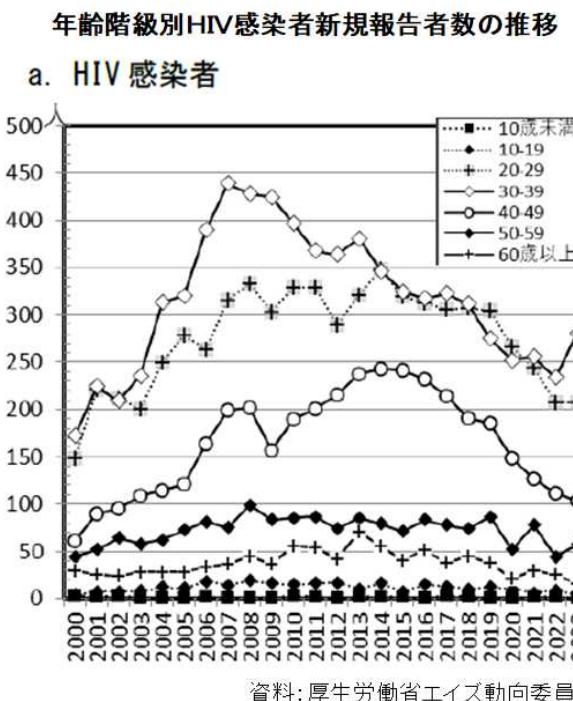
(11)在園児童数・待機児童数の状況

令和5年(2023年)から在園児童数は同水準で推移し、また、待機児童数は解消されつつあります。



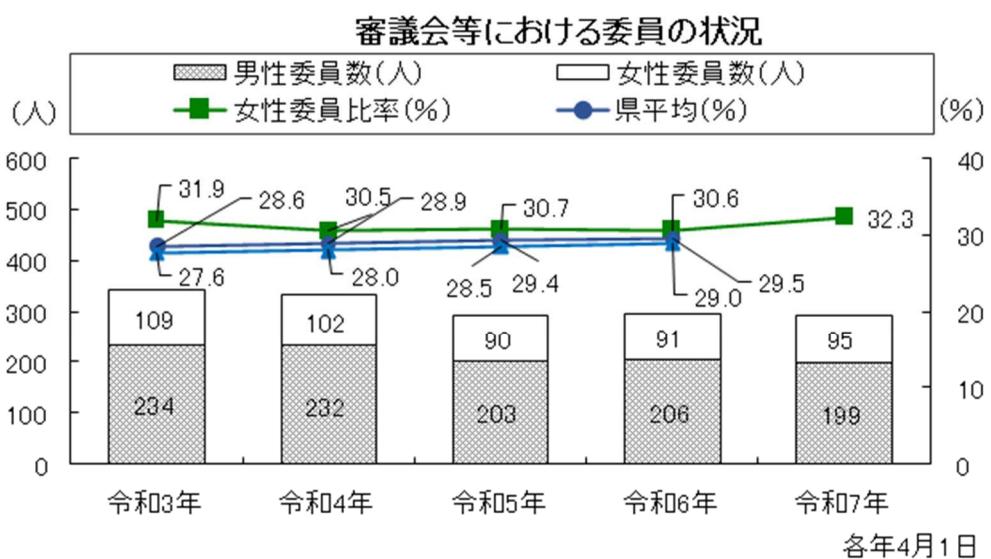
(12)年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移

厚生労働省エイズ動向委員会によると、日本における年齢階級別の新規HIV感染者の罹患率では、30-39歳に占める割合が高い傾向が続いています。



(13)審議会における委員の状況

令和6年(2024年)の審議会等の委員に占める女性の割合は、30.6%で、全国及び埼玉県においては高い割合となっています。



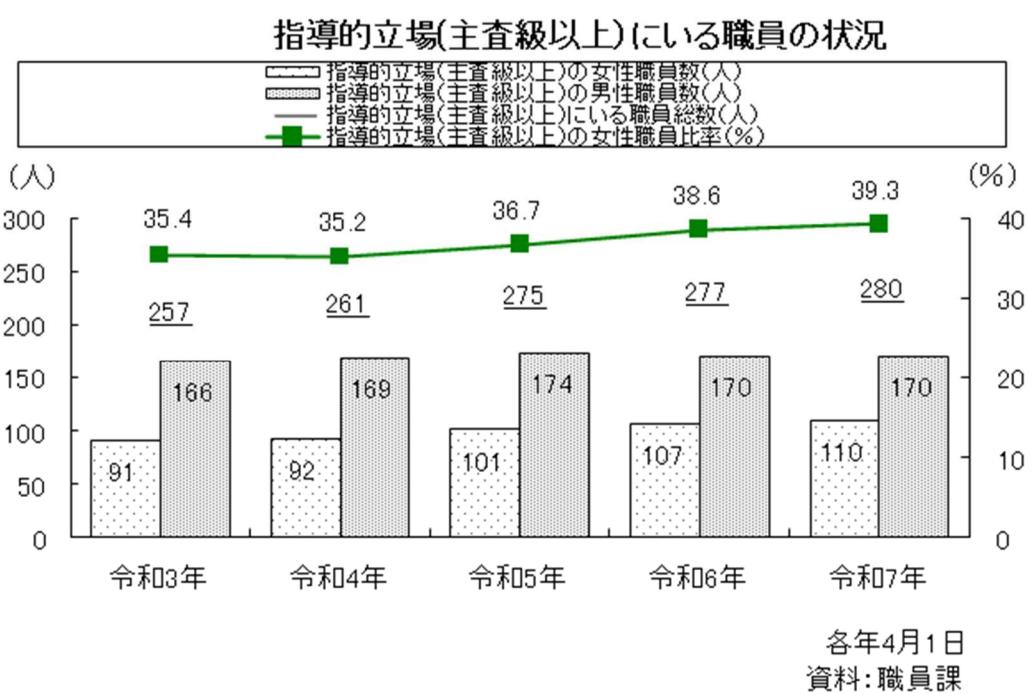
資料:企画人権課

令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

令和6年度女性の政策・方針決定参画状況調べ(内閣府男女共同参画局)

(14)指導的立場(主査級以上)にいる市職員の状況

市職員のうち、指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は、令和4年(2023年)から年々上昇しています。



各年4月1日

資料:職員課

4 令和6年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第4次計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策へと反映させることを目的として、「和光市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

【調査実施概要】

調査方法	郵送法(郵送配付・郵送回答又は WEB 回答)
調査対象	和光市内に在住する満18歳以上の男女
調査期間	令和 6 年(2024 年)9月 2 日(金)～9月 30 日(月)
回収結果	1,209 件／3,000 件(有効回収率:40.3%)

【小・中学生意識調査概要】

調査方法	学習用タブレットによる web での回答
調査対象	和光市立の全小中学校に通う小学 4 年生、中学 2 年生
調査期間	令和6年(2024年)9月2日(月)～9月30日(月)
回収結果	小学生 639 件／705 件(有効回収率:90.6%) 中学生 557 件／627 件(有効回収率:88.8%)

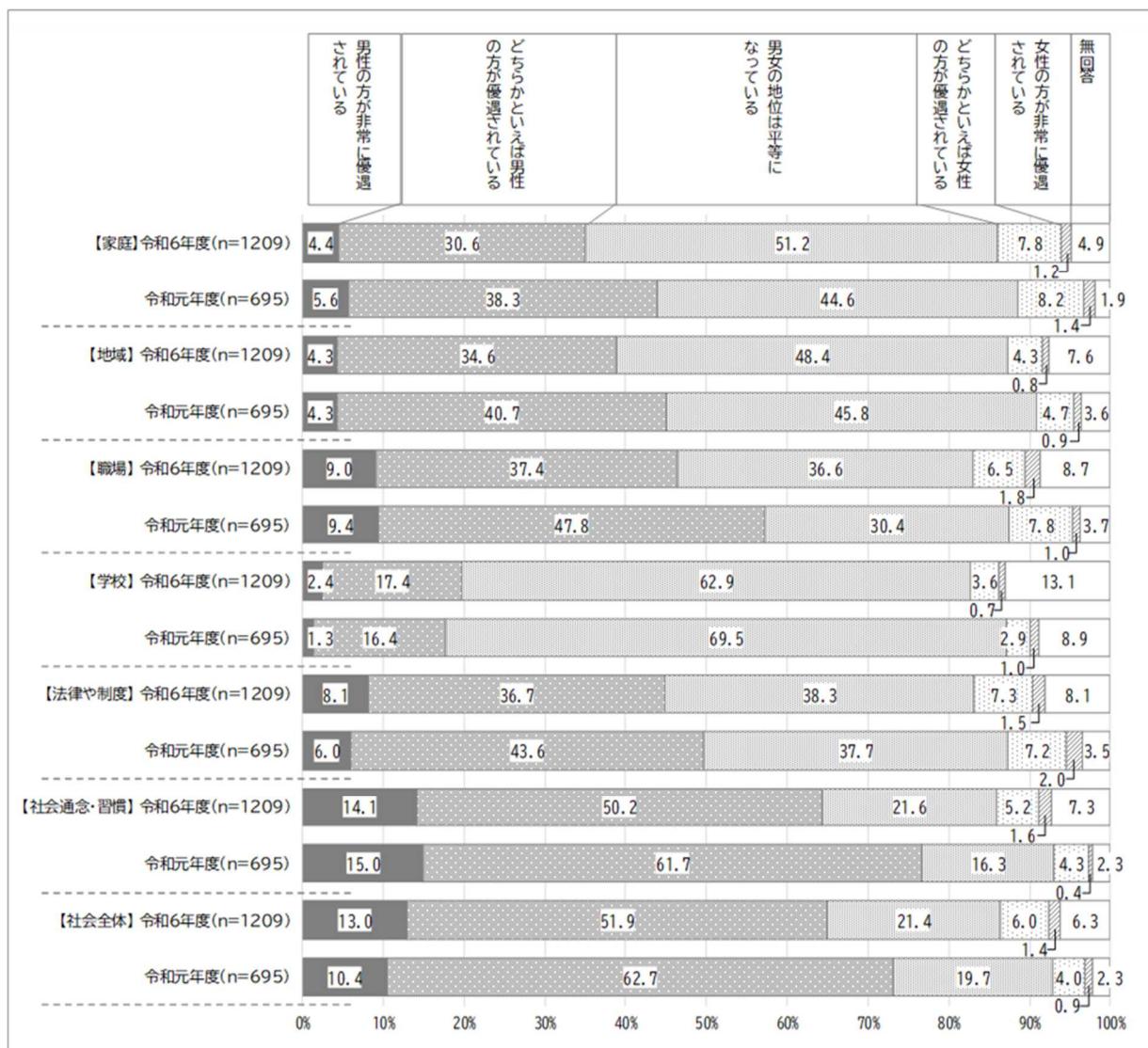
(1)男女共同参画に関する意識について

○男女の地位の平等感

全体でみると、「男女の地位は平等になっている」は「学校で」が 62.9%で最も高く、次いで「家庭で」が 51.2%、「地域で」が 48.4%となっています。

「男性が優遇(合計)」をみると、「社会全体で」が 64.9%、「社会通念・習慣などで」が 64.3%で最も高くなっています。

図表 1 男女の地位の平等感



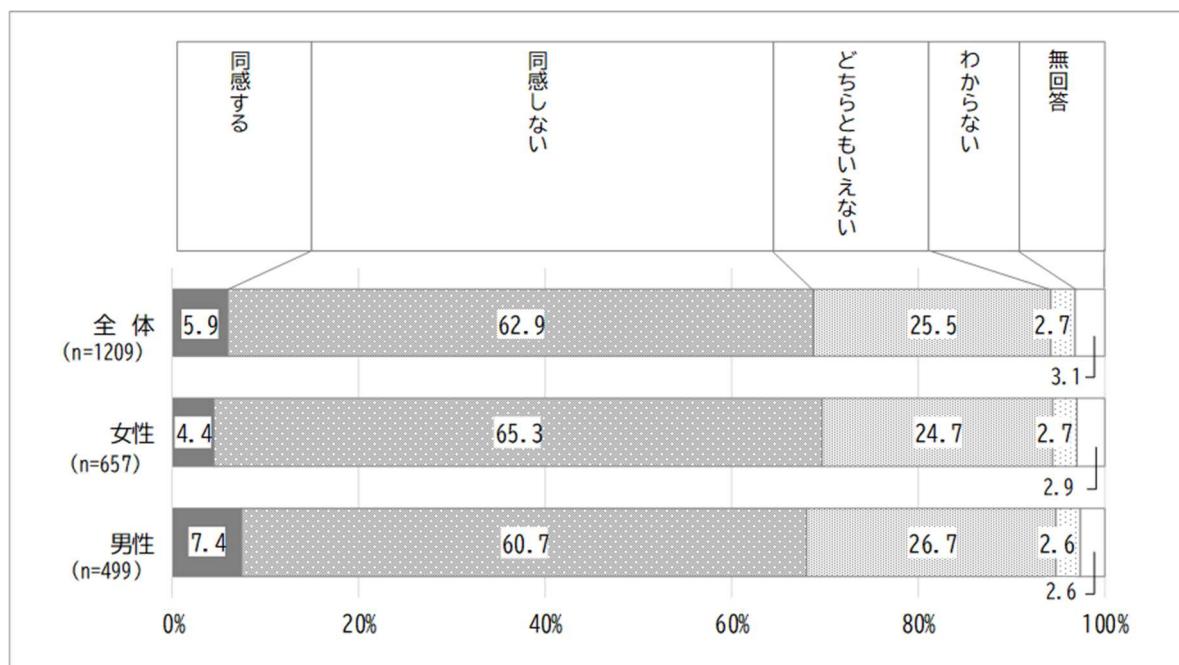
○性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、市民意識調査では、「同感しない」が女性で65.3%、男性で60.7%と令和元年度(2019年度)調査から男女ともに増加しており、性別による固定的な役割分担意識について同感しない意見が増加傾向にあります。

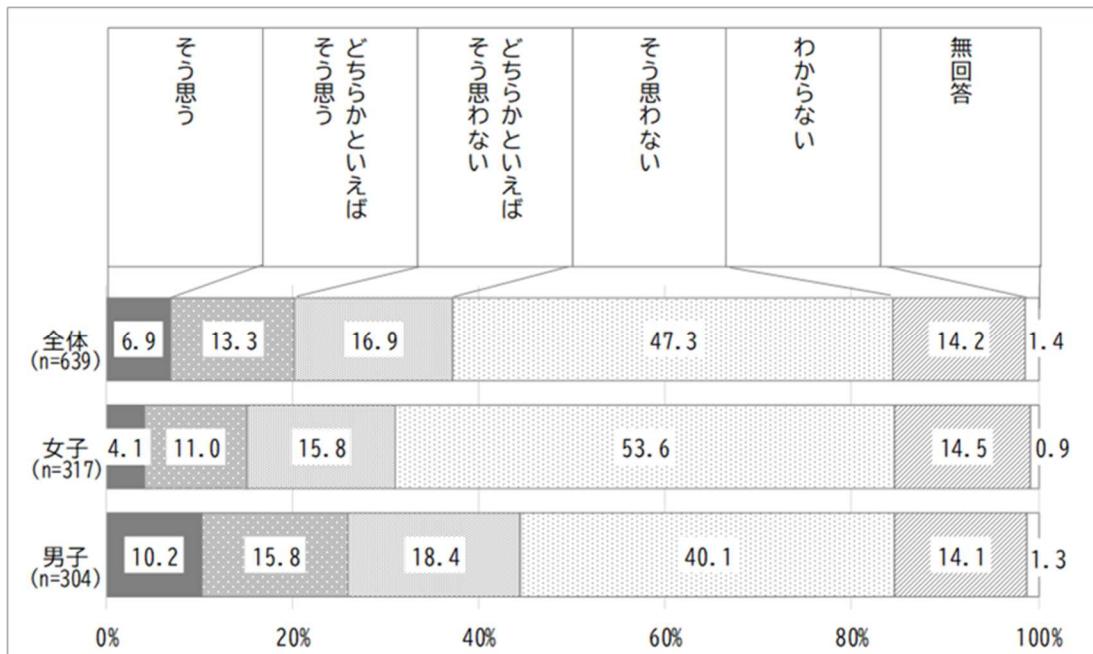
しかし、依然として男性と女性の認識に差が見られるため、引き続き意識啓発や制度の充実等が必要です。

小学生、中学生調査では、「男は仕事に専念して、女は家庭を守るべき」とあなたは思いますか。」の問い合わせに対し「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合が、小学生では64.2%、中学生では73.2%と、小学生、中学生ともに令和元年度(2019年度)調査から増加しています。

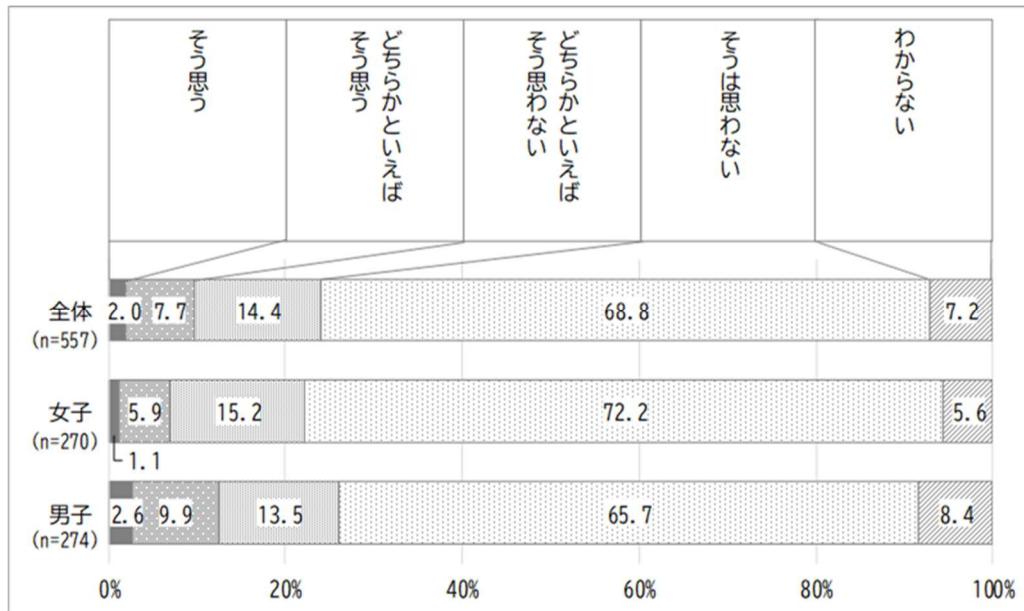
図表 2 性別役割分担意識



図表 3 性別役割分担意識(小学生)



図表 4 性別役割分担意識(中学生)

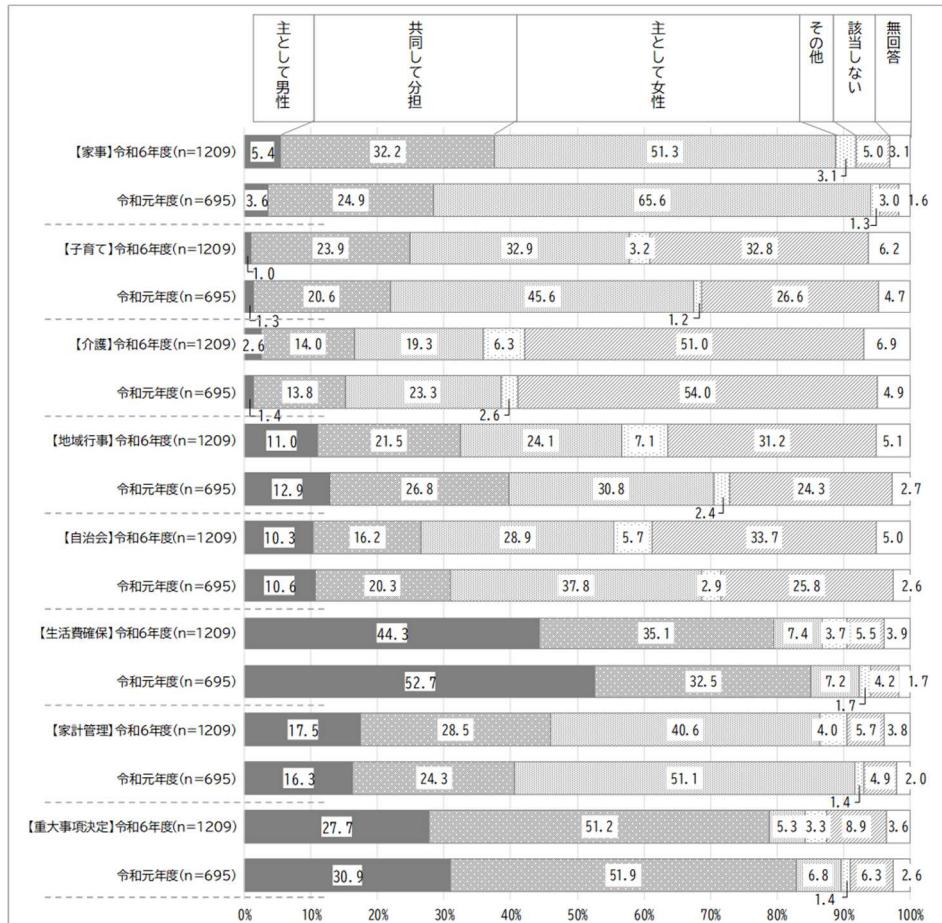


(2)家庭生活について

○家庭生活での役割分担

全体でみると、主として女性の分担は「家事」が 51.3%、「家計の管理」が 40.7%で、主として男性の分担は「生活費の確保」が 44.3%となっています。また、「共同して分担」していることは、「重大事項の決定」で 51.2%と過半数を占めております。

図表 5 家庭生活での役割分担



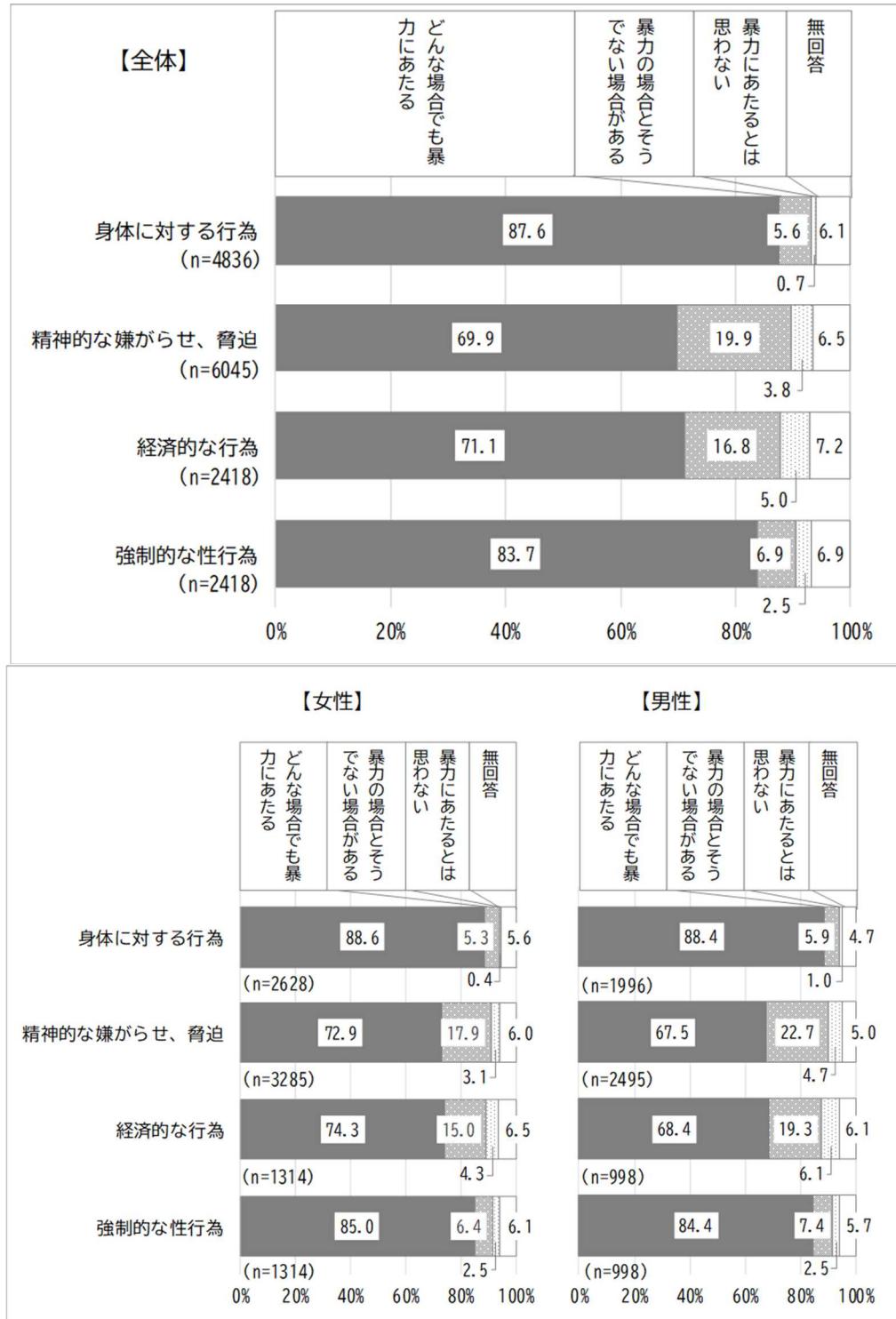
(3)配偶者や恋人からの暴力について

○夫婦・恋人間の暴力と認識される行為

「身体に対する行為」、「強制的な性行為」は「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が9割以上となっていますが、「経済的な行為」では7割程度にとどまっており、先の2つの行為と比較すると認識はやや低くなっています。

また、性別別にみると、「身体に対する行為」と「強制的な性行為」は女性と男性ともに「どんな場合でも暴力にあたる」が80%を超えており、暴力行為との認識が高くなっています。

図表 6 夫婦・恋人間の暴力と認識される行為(まとめ)

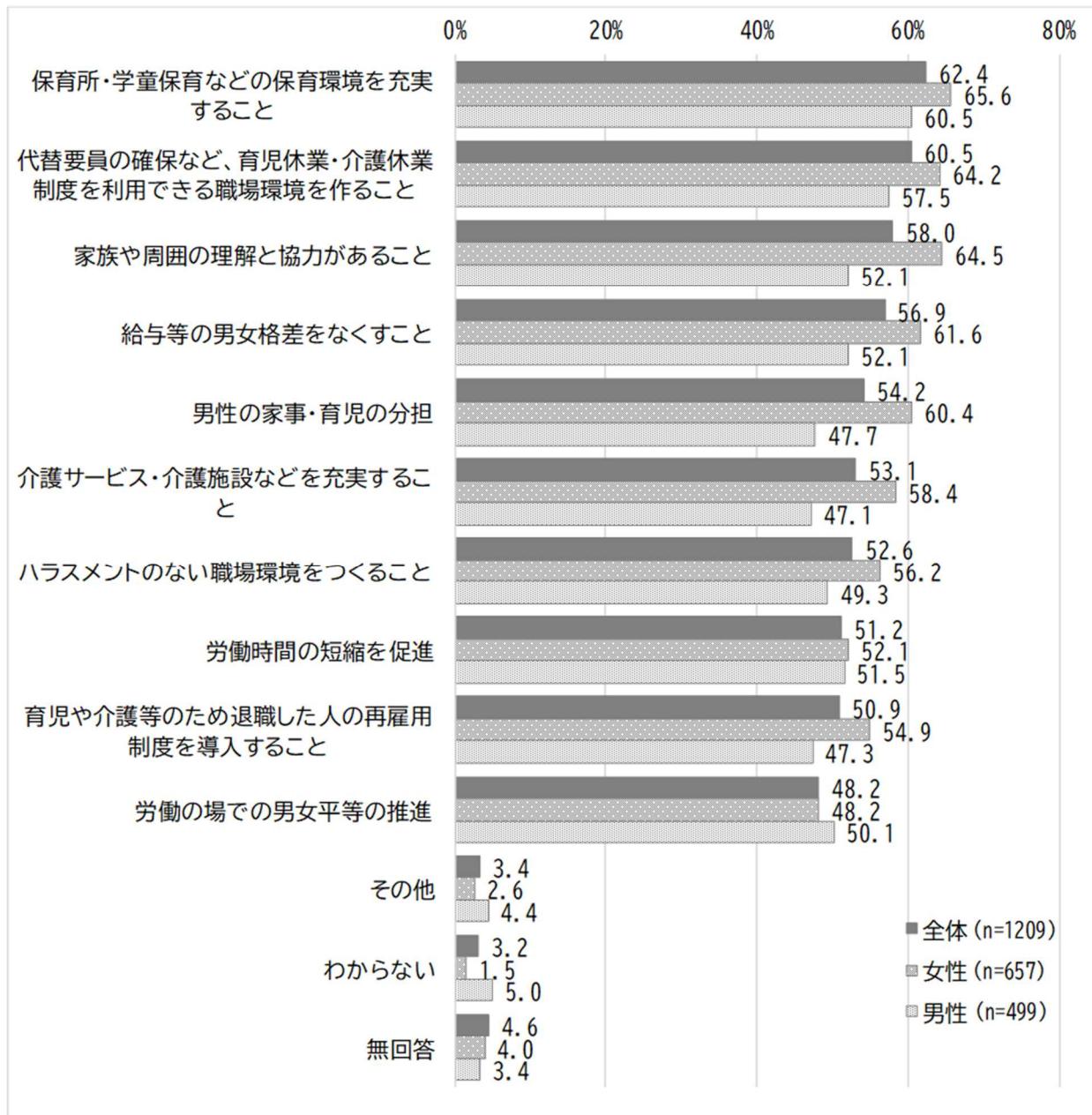


(4)ワーク・ライフ・バランスについて

○仕事と家庭を両立するための条件

全体では、「保育所・学童保育などの保育環境を充実すること」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境を作ること」が6割台となっています。

図表 7 仕事と家庭を両立するための条件

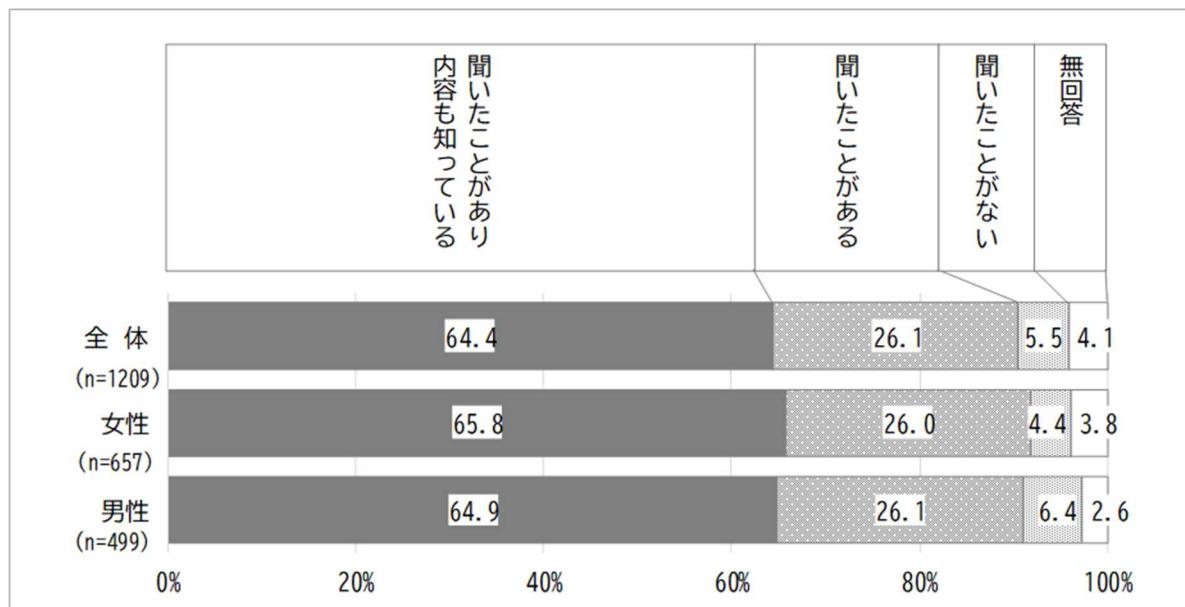


(5)性の多様性について

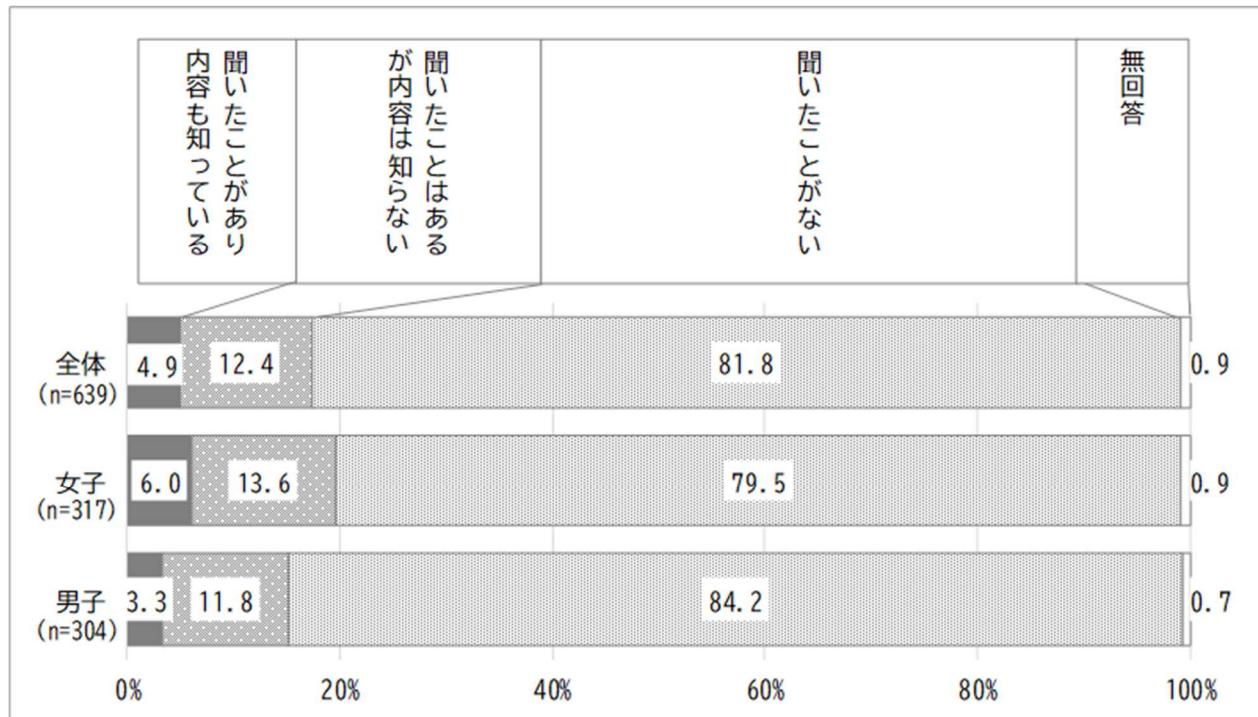
○言葉の認知度

全体では、LGBTQという言葉を「聞いたことがあり内容も知っている」が 64.4%、「聞いたことがある」が 26.1%となっており、性別でみても同様の傾向で認知度は高くなっています。また、小学生について、全体では「聞いたことがない」が 81.8%で最も多く、「聞いたことはあるが内容は知らない」が 12.4%、「聞いたことがあり内容も知っている」が 4.9%となっています。一方、中学生について、全体では「聞いたことがあり内容も知っている」が 39.3%、「聞いたことはある」が 26.6%、「聞いたことがない」は 33.4%となっています。

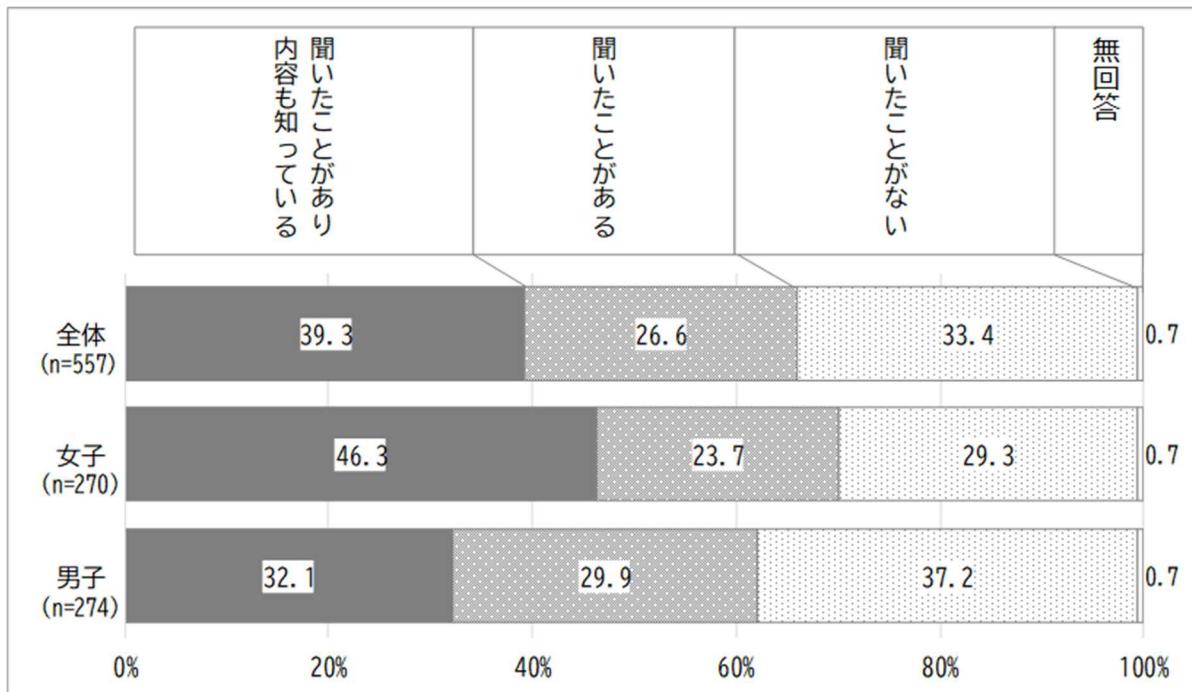
図表 8 言葉の認知度



図表 9 言葉の認知度(小学生)



図表 10 言葉の認知度(中学生)



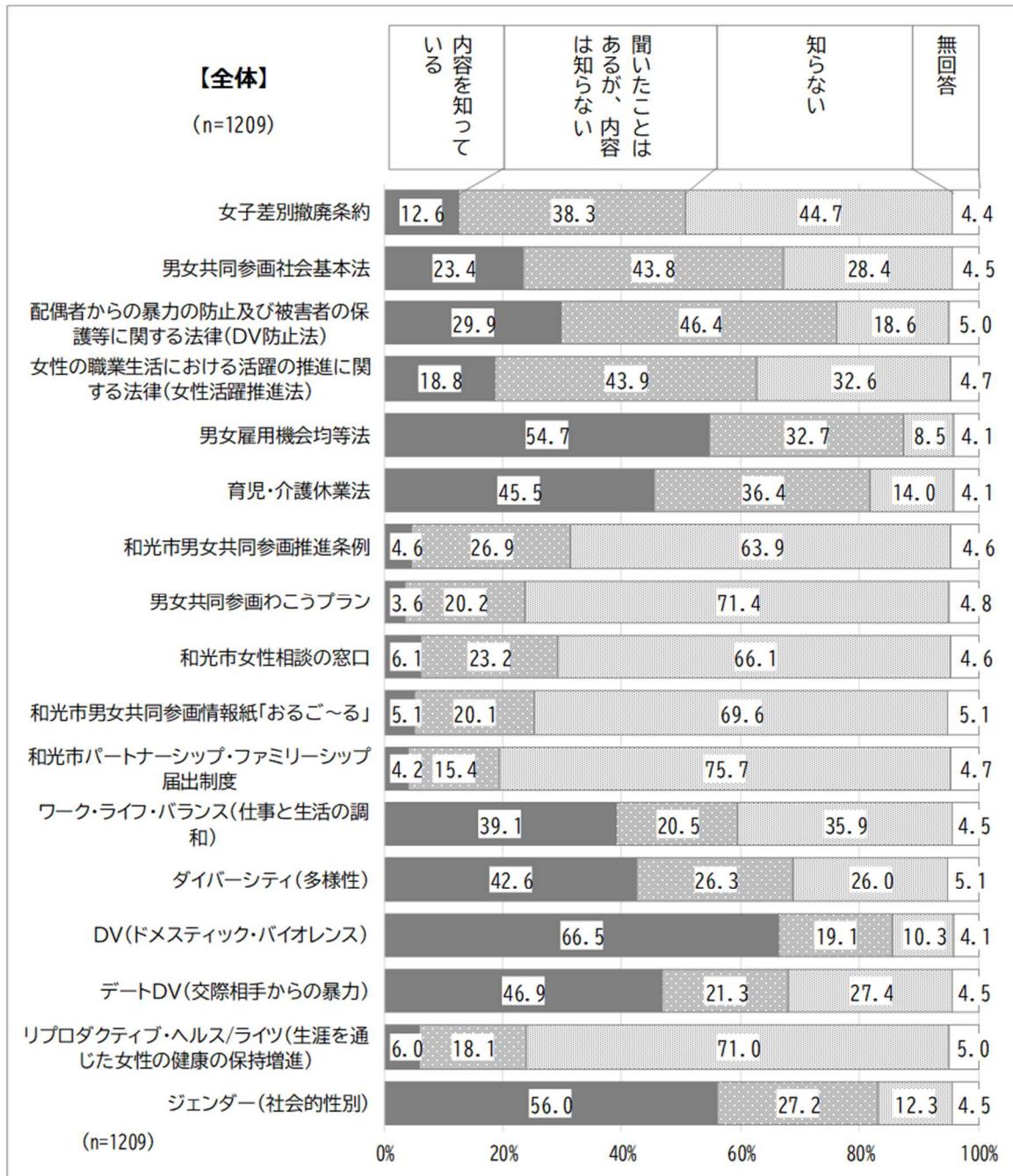
(6)男女共同参画の取組について

○男女共同参画に関する社会の動きや言葉の認知度

全体でみると、「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」合わせて認知度が高い項目をみると、「男女雇用機会均等法」が87.4%、「DV」が85.6%、「ジェンダー」が83.2%、「育児・介護休業法」が81.9%となっています。

認知度が低い言葉では、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」が19.6%、「男女共同参画わこうプラン」が23.8%、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が24.1%となっています。

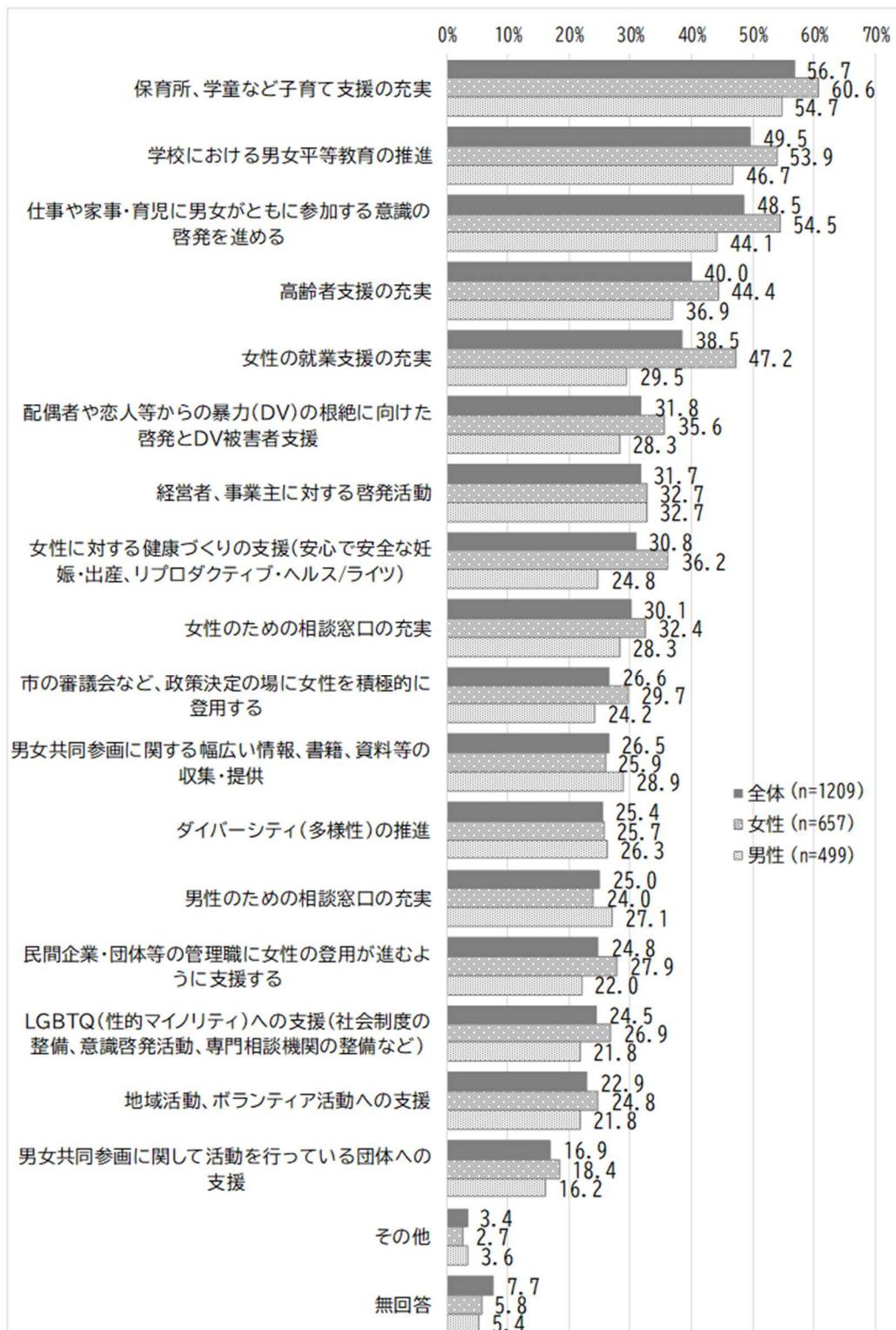
図表 11 男女共同参画に関する社会の動きや言葉の認知度



○男女共同参画の推進で市に期待すること

男女ともに「保育所、学童など子育て支援の充実」が最も高くなっています。次いで、女性は「仕事や家事・育児に男女がともに参加する意識の啓発を進める」、男性は「学校における男女平等教育の推進」と高くなっています。

図表 12 男女共同参画の推進で市に期待すること



5 第4次わこうプラン(上半期)の数値目標の進捗状況

各基本目標に指標を設定し、数値目標を定めています。令和6年度における進捗状況は、以下のとおりです。

■基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標1	方針1 1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等であるとする市民の割合	16.3%					21.6%	30.0%
	方針1 2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%					中学生83.2% 小学生64.2%	中学生95.0% 小学生80.0%
	方針2 3	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%					6.0%	20.0%

■基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標2	方針1 4	配偶者や恋人间におけるDVに対する認識の割合	身体的91.6% 精神的67.6% 経済的68.9% 性的85.9%					身体的87.6% 精神的69.9% 経済的71.1% 性的83.7%	身体的 92.0% 精神的 72.0% 経済的 73.0% 性的 86.0%
	方針2 5	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

体系		No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標3	方針1	6	多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件	35件	35件	36件	70件
	方針2	7	市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	100.0%
	方針3	8	市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.7%	30.6%	50.0%

■基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

体系		No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標4	方針1	9	和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人	38人	63人	72人	100人
	方針2	10	家庭生活において、地域行事を【共同して分担】している市民の割合	26.8%					21.5%	50.0%
	方針3	11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%					31.5%	70.0%

6 第4次わこうプラン(上半期)の取組と今後の課題

「第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」の計画期間(令和3年度から令和12年度まで)のうち、上半期における主な取組と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

【主な取組】

◇人権尊重・男女平等意識の啓発

- 人権尊重意識や男女共同参画、多様な生き方、障害者や子どもの問題について、講演会等の実施や市の広報紙やホームページにより、人権問題についての正しい理解や性別による役割分担意識を解消するよう意識啓発を行いました。
- 男女共同参画についての理解を深めるために、和光市男女共同参画情報誌「おるご～る」を発行するとともに、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図っています。
- 学校教育では、教職員に向けて同和問題の研修会を実施しました。また、キャリア教育において、性別による役割分担意識が固定されないよう配慮しました。
- 人権週間に合わせ図書館本館及び分館での人権に関する図書資料の展示紹介、公民館での人権講座を実施し、啓発を行いました。

◇生涯を通じた健康支援

- あらゆる世代が性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう市のホームページ等で周知しました。
- 学校教育では、発達段階に応じた保健の授業を行い心身の発達や病気の予防について学習したり、道徳教育において生命を尊重する心や思いやりの心を育んだりする取組をしています。
- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期まで継続した相談支援を行いました。
- 第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画に基づき、生活習慣病予防や健診に係る事業等健康づくり施策を推進しました。
- 白子吹上コミュニティセンターのバリアフリートイレを整備し、性別に関わらず子育て世

代が利用しやすくなるよう配慮しました。

- 女性相談を実施し、専門の心理カウンセラーが市民（女性）の相談に対応しています。
- スポーツの現場においては、あらゆる世代が参加しやすい、市主催のスポーツイベントや、スポーツ推進委員による体力測定や市民ハイキングを行い、健康づくりに努めました。

【今後の課題】

さまざまな周知・啓発に取り組んだことで、男女平等の意識の高まりがうかがえますが、依然として法律や制度、社会通念・習慣等には性別による固定的な役割分担意識が根付いており、男性と女性で感じる役割分担意識にも大きな差が見られます。広報紙やパンフレット等、広報物を作成するうえで、男女共同参画の視点に立った表現をより一層浸透させ、意識啓発に努めます。また、意識調査結果によると、LGBTQについての認知度が18歳以上の市民では65%程度となっていますが、小学生では5%程度、中学生では40%程度と未だ低くなっています。引き続き情報提供を行い、意識啓発に取り組んでいきます。

学校教育では、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施していますが、包括的性教育の視点を踏まえた指導の充実も必要となっています。性に関する指導は、命の大切さを知る教育であるため、包括的性教育の視点も踏まえ、引き続き子どもの発達段階に応じた指導を推進していきます。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

【主な取組】

◇暴力の根絶に向けた意識の浸透

- ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)等防止のため、市ホームページ等での周知・啓発活動を行ってきました。
- 学校現場において、若年層に対する啓発として、デートDV防止セミナーを開催し、交際相手からの暴力問題について考える機会を作りました。また、人権感覚育成プログラム、人権作文、人権標語を実施することにより、暴力問題について考えたり、差別や偏見のない社会を築く一員としての心情を養えるよう取り組んできました。各教科や特別な活動の時間において、児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、適切な利用や危険性について学習しました。
- インターネットを使用した暴力を防ぐために、インターネットの適切な利用に関する情報提供や講座の案内があった場合には、関係部局等への周知・啓発活動を行い、また、青少年育成推進員会において講座を開催しました。

◇相談窓口の充実と周知

- DVに係る相談支援事業として、生活困窮の背景にはDVに関する事象も含まれている場合があることから、DVに係る相談をきっかけに支援等を実施しました。
- 児童虐待被害者の支援において、児童を含む家庭への支援が重要であるため、関係各課と連携しながら相談対応を行いました。また、相談、健診等の事業において、DVや児童虐待の早期発見に努めています。
- 専門の心理カウンセラーが女性が抱える様々な相談に対応してきました。

◇DV被害者の安全確保と自立支援の充実

- 一時避難所への保護体制の構築として、DV被害者が緊急に避難するための一時避難所と連携を図り、必要に応じて、新たな居所設定の支援や医療、心理的支援を受けられる体制を整えました。また、自立支援プログラムの実施として、DV被害者が自立できるよう、生活困窮者自立促進支援事業において、自立支援相談、家計改善事業、住居確保給付金等により、被害者が経済的に自立できるようサポート体制の構築を行いました。このほか、関係機関と連携し、安全確保等の対応や、相談支援体制の充実を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点として、支援を要する児童及びその児童が属する世帯について個別支援を実施しました。DVの主訴等が確認された際には、関係課と連携を図っています。
- 身体的・精神的・経済的DVの被害の訴えがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護等を行いました。また、生活保護の適用中に被害が発見される場合、関係機関と連携して安全確保等の対応を図ります。

した。

- 学童クラブの入所等の検討にあたり、各関係課と情報共有を図り、DV被害者など特別に配慮が必要な家庭や児童に対する対応にあたりました。また、就学にあたり、通学区域の指定校に通うことが DV 被害者の安全、自立を脅かす可能性がある場合、該当の保護者と面談のうえ、区域外就学について対応に当たりました。
- 市ホームページ等で、各種相談事業を周知し、こころの相談では、随時保健師による電話・面接等の相談を実施しています。

【今後の課題】

暴力の根絶に向けた意識を浸透させるために、若年層への啓発を引き続き実施し、アプローチの機会を確保することが重要です。

また、DV に関する周知啓発が進み、自身の受けている状況が DV であることが認識できたことにより、直近の本市におけるDV相談件数は、増加傾向にあります。さらなる相談窓口の周知に加えて、各種ハラスメントの防止についても情報提供を行います。

また、依然として被害を受けている方がいる中で、関係機関及び関係課所等と連携した、さらなる支援体制の強化と、自立支援の取組を進めます。

児童虐待については、子育て世代の孤立化等を背景に、虐待や養育に係る通報・相談は全国的に増加傾向にあり、本市においても多くの相談・通報が寄せられている現状があります。虐待等の当事者や虐待等に気づいた周囲の人が、相談・通報をためらうことがないよう、相談・通報の必要性及び相談窓口の周知を行います。

あわせて、支援・配慮が必要な児童及びその家族に対し、関係機関各署との連携により、必要な支援を継続して実施します。

【主な取組】**◇女性の就労・活躍の支援**

- 就職支援セミナーの開催や和光市商工会と連携した女性経営者や起業者向けのイベント・講座等の開催により、女性の就労・活躍の支援を行いました。また、就労等に関する情報について、周知を図りました。
- 埼玉県の認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度」を市内企業に向けて周知し、職場環境の改善を促しました。

◇職場環境の整備促進

- 育児・介護休業法の改正について、市ホームページや和光市商工会会報を通じて、協力を依頼するなどして制度周知に取り組みました。
- 市職員に向けて、長時間労働のは正のため、「ノー残業デー」の周知を図るとともに、出産、育児休業等について、該当する職員に対し個別に説明を行い、安心して育児休業等を取得できる職場環境の構築を進めました。
- 市役所におけるハラスメント防止指針を策定しました。
- 指定管理者及び業務委託事業者等に対し、男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、啓発等を行いました。
- 学校教育では、教職員のハラスメント防止に向けて、人権についての研修や各校の倫理確立研修の中でハラスメント防止の啓発を行いました。
- 社会保険労務士による年金・保険・労働相談を実施しました。

◇政策・方針決定の場への助成の参画推進

- 市の指導的立場(主査級以上)の女性職員の割合について、育児休業中でも昇任試験を受験可能とするなどの取組により増加傾向にある。
- 総合評価方式競争入札において「多様な働き方実践企業」の認定を受けた事業主を加点評価しました。
- 市が設置する委員会及び審議会等委員選考・選出にあたっては、男女比率が50%となることを目標として、委員の推薦団体への協力依頼や男女が共に関心が持てるよう

な委員募集を行うなどの工夫を行っている。

- 自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等における会議等において、女性も参加しやすい開催時間・場所、開催方法等に配慮し、女性の参画を促した。
- 若年層の政治的関心、投票意欲向上のため、投票権年齢到達者向けの啓発や二十歳を祝う会での啓発を行った。

【今後の課題】

市では、政策・方針決定過程への男女共同参画の取組として、審議会等における女性の割合を、令和12年度(2030年度)までに50.0%に引き上げることを目標としていますが、令和6年度現在、30.6%に留まっています。各課所等に対してより強い意識づけをすることや、性別に関わらず参加しやすい会議等となるよう、委員の募集方法などについて工夫する必要があります。

また、庁内における指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は上昇傾向にありますが、男女共同参画推進体制の強化のために、さらには市内事業所の模範として、人材の適切な育成及び活用を今後も継続していきます。

さらに、市役所を含む市内企業における男性の育児休業取得を推進するために、育児休業取得の必要性についての情報提供を積極的に行うとともに、労働施策総合推進法の改正に伴い、令和4年度から中小企業も職場におけるハラスメント防止対策が義務化され、男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、和光市商工会と連携をとり、さらに市内事業者に対し、制度の周知を行う必要があります。

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

【主な取組】

◇男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

- 防災・災害復旧体制を確立する上で、男女それぞれのニーズに対応することを重視し、地域防災訓練や BOSAI フェア(市主催の防災イベント)を実施しました。また、「和光市 BOSAI まちづくり伝道師養成講座」により、女性リーダーの育成に取り組みました。

◇地域における男女共同参画の推進

- 自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために会議等の開催時間・場所・開催方法に配慮しました。
- 出産後に職場に復帰する保護者への支援として、保育所入所予約制度による募集を一部保育園で行いました。
- 子育て支援施策の一環として、令和3年度から「わこうっこクラブ」の運営に指定管理者制度を導入し、長期休暇中の開設時間が「9時～12時」であった施設について、「9時～17時」に拡大しました。また、令和4年度から学校の長期休暇期間中に、公民館の空き部屋を活用し、小中学生向けの自習室開放事業を行い、子どもの居場所づくり、子育て環境の整備を実施しました。
- 子育て世代包括支援センターやわこう産前・産後ケアセンターにて、プレパパママ教室を行いました。教室を土曜日に開催し父母で参加しやすくするとともに、教室の講義の中で、男性の家事・育児への参画意識を促す講義を行いました。また、子育て世代包括支援センターの任意事業において、父親向けの事業を行い、父親の子育て参加の推進を図りました。
- ひとり親家庭や離婚検討中の市民の相談に対して、母子・父子自立支援員が就労支援制度や学費援助制度を中心に、きめ細やかな案内や説明を行いました。
- 高齢者を対象とした就労的活動支援事業として、就労的活動支援コーディネーターが、趣味や経験、興味のある活動を通じた社会参加を応援する取組を行いました。

◇男女共同参画の推進体制の整備・強化

- 男女共同参画週間にパネル展を開催し、条例について展示し周知を図るとともに、市の横断的な組織として男女共同参画庁内連絡会議を設置し、全庁的に男女共同参画の推進に努めています。

【今後の課題】

市民意識調査では、令和2年度の調査結果と比較すると、そもそも地域行事への参加意識が低下している中で、地域行事に男女共同して分担し参加する人の割合についても低下しています。地域活動の場においても性別による固定的な役割分担意識が依然として見られるため、多様な人材を活用した地域コミュニティの形成に向け、支援に注力していきます。

地域における男女共同参画については、防災・災害対応では、地域における共助が不可欠であるため、自主防災組織にも女性の参画を促し、女性リーダーの育成を継続していきます。また、安心して働きながら子育てができるよう、多様な保育ニーズにも対応した、保育所、学童クラブ、わこうっこクラブなどの子育て支援の充実を図る必要があります。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）を対象として、相談支援体制の充実や就労支援や居住支援等を図ると共に、制度の啓発や理解促進を図る必要があります。

男女共同参画の推進は、全庁的に進めていくとともに、市民及び事業者等の関係機関との連携が不可欠です。今後も積極的に関係機関との連携を図り、総合的かつ計画的に計画を推進していきます。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、和光市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、その施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2 基本理念

男女共同参画の実現を目指して

男女共同参画社会の実現を目指し、「和光市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、その他の男女の人権が尊重されること。

(2)性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に發揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択できること。

(3)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及びそれらの決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4)家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産などの女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6)国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

3 計画の位置付け

- (1)この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」であり、「和光市総合振興計画」や関連計画との整合性を図った計画です。
- (2)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付けを担っています。
- (3)この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての位置付けを担っています。
- (4)この計画の一部は、平成28年(2016年)4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての位置付けを担っています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、4つの基本目標を設定しています。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

一人一人がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

DVや児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力は人権を侵害する許されない行為であるという意識の浸透・定着に努めるとともに、相談機能の充実や、被害者支援体制の強化を図ります。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性のチャレンジ支援や、男性中心型の労働慣行を見直し、職場環境の整備を進めることで、男女がともに様々な分野で対等に参画でき、それが個性と能力を活かして活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して生活できる環境の整備を図り、防災分野や庁内の体制を強化することで、地域における男女共同参画を推進していきます。

6 計画における重点項目

本計画において、重点的に取り組むべき課題を、施策から以下の4点としました。

◇人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消

すべての人が性別にかかわりなく、個人として尊重されることは、日本国憲法で保障された大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には、必要不可欠です。一人一人が自分自身を大切にする生き方ができるよう、意識啓発に重きを置き、取組を推進します。

◇若年層に対する啓発・教育

あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。DVの背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性は社会性に乏しく理性的でない、などの固定観念が男女差別を生み、女性への暴力支配を正当化する男性優位の社会構造へ繋がることから、固定観念が定まらない若年層に対し、啓発や教育の取組を強化します。

◇審議会等への女性の登用促進

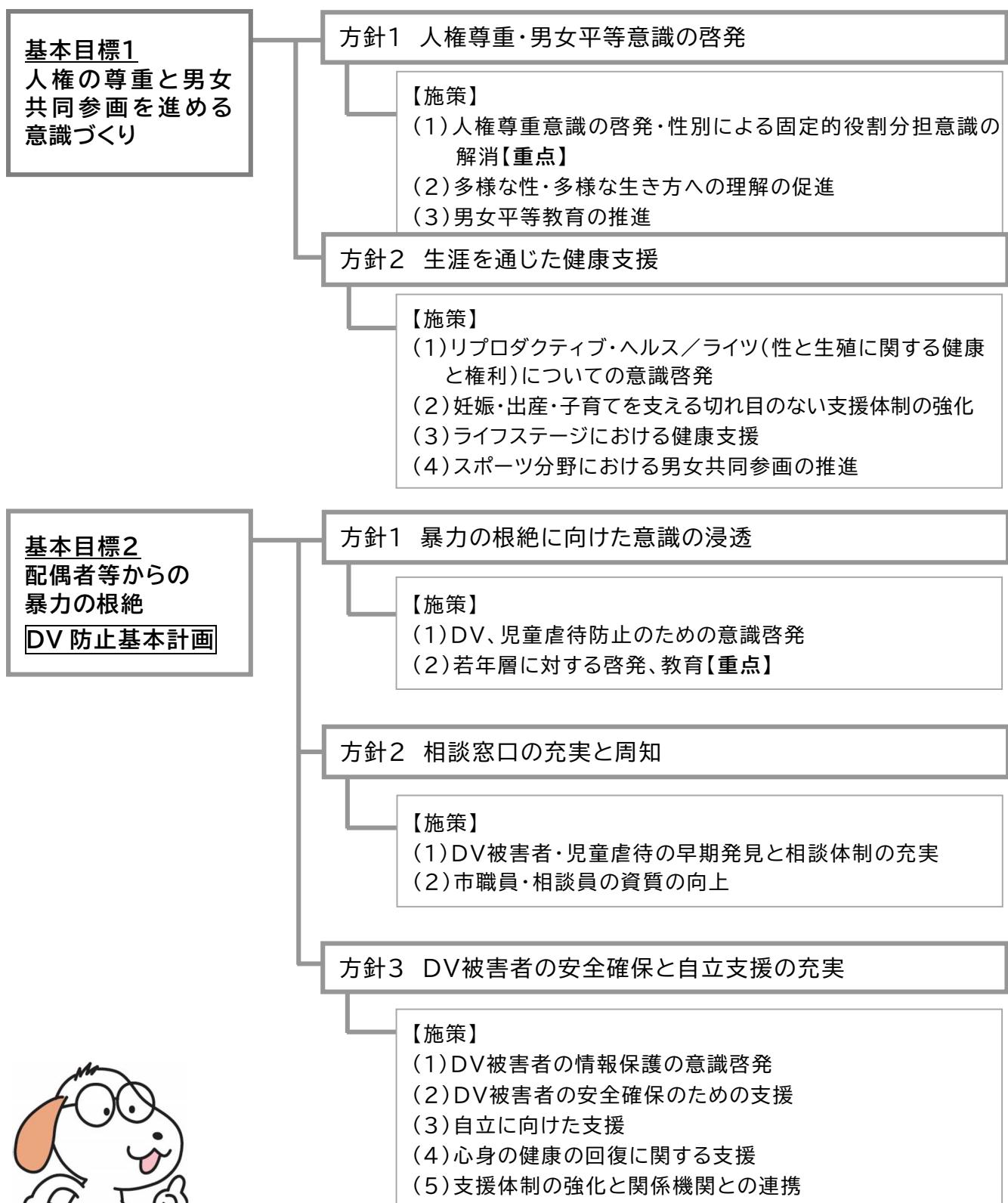
男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわりなく、あらゆる場面に参画するため企業の役員等や審議会等委員への積極的な女性登用を推進する必要があります。そのため、審議会等委員の均等の促進について、取組を強化します。

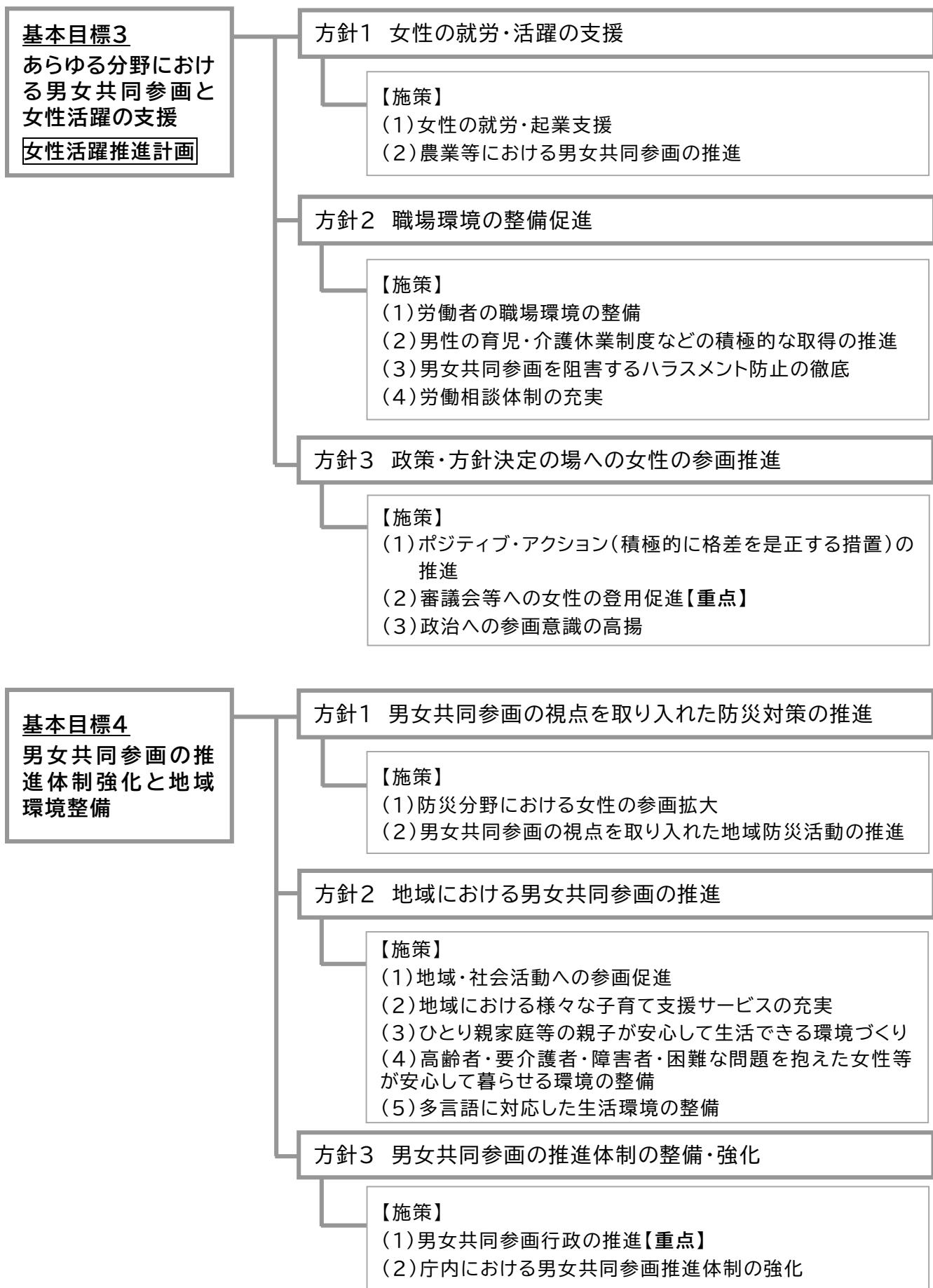
◇男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現を目指すため、平成17年(2005年)に施行された和光市男女共同参画推進条例を積極的に周知し、条例に基づいた計画の実現に取り組みます。

7 計画の体系

男女共同参画の実現を目指して





8 計画の推進

本計画は、次の3つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1)和光市男女共同参画推進審議会(知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成)
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2)和光市男女共同参画庁内連絡会議(関係課所等の課長補佐級の職員で構成)
各関係課との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- (3)男女共同参画わこうプラン推進委員(公募市民で構成)
和光市男女共同参画情報紙「おるご～る」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。

9 計画の進行管理

毎年度、施策の達成状況について所管課等による自己評価を行い、計画の推進状況を把握します。さらに、年次報告書を作成の上、和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議に報告し、その評価を受けながら取組を進めます。

10 SDGsとの関係

あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映し、取組を進めていくことが、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につながります。

本計画においても、男女共同参画の施策を展開し、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成に貢献します。



第3章 計画の内容

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と、男女共同参画社会基本法で定められています。男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重意識や男女平等意識の啓発・理解促進を図り、誰もが尊重され、個性や能力を十分に發揮し、健康に暮らせる環境づくりを進めます。

■方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識や男女平等意識の周知・啓発、学校教育における理解促進に努めます。また、性的マイノリティへの理解促進や、当事者が直面している困難の解消に向けた支援体制を充実させます。

指 標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	21.6%	30.0%
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生83.2% 小学生64.2%	中学生95.0% 小学生80.0%

施策1 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努めます。	企画人権課 生涯学習課
2	広報紙やホームページ等による啓発	広報紙やホームページ等を活用し、人権尊重意識の啓発、性別による固定的役割分担意識、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を生じさせない啓発、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図ります。	企画人権課 秘書広報課 生涯学習課
3	男女共同参画情報紙「おるご～る」の発行による啓発	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に情報紙を発行し、より多くの市民に周知します。	企画人権課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題及び性別による固定的役割分担意識解消の重要性について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修等を行います。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて、教職員の意識向上を図ります。	企画人権課 職員課 学校教育課

施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市で取り扱う申請書や証明書など各種書類にある公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、不必要的性別記載欄を設けないこととします。性別記載欄が必要な場合は、性別記載方法に配慮します。	企画人権課
6	研修会等の開催、広報紙やホームページ等による啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会の開催や、広報紙・ホームページ等を活用し、啓発を行います。必要に応じて職員対応マニュアルを作成し、周知を行います。	企画人権課
7	啓発・相談体制の充実	女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、調査救済活動を進め、相談体制を充実させます。	企画人権課 学校教育課
8	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用と周知	性別にとらわれず、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知を行います。また、市民全体の理解促進を図るため、広報活動に努めます。	企画人権課
9	性別にとらわれず、多様な価値観に対応するための性の多様性についての教育及び環境整備	様々な教科を通して、生物学的な性だけでなく、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、性的指向や性自認と身体の性の不一致など、性の多様性に関する正しい知識を発達段階に応じて取り扱います。 市内中学校の制服については、上衣はブレザーとし、従来の男性体型、女性体型どちらでも選択が可能とします。下衣は、性別に関係なく、スラックスまたはスカートを選択できるようにし、引き続き多様な価値観に対応できるようにします。	学校教育課

施策3 男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
10	学校教育全体を通じた指導の充実	児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、日常の学校の教育活動やキャリア教育・進路指導などの様々な場面での性別に基づく固定的な考え方や役割分担等の見直しを図ります。	学校教育課
11	家庭や地域社会等の理解と協力	学校教育の目標や育むべき資質・能力を家庭や地域社会と共有したり、地域の教育資源を活用し、連携して育む「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、生涯学習講座や地域学校協働活動など、社会教育や生涯学習と連携し、男女共同参画を進める意識づくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課

■方針2 生涯を通じた健康支援

望まない妊娠に関する相談の増加が社会問題となっていますが、あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※10})について関心を高め、正しい知識が得られるよう、情報提供の充実に努めます。

また、女性に対して、妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化、ライフステージに応じた健康支援、スポーツ分野における男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
3	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」を知っている割合	6.0%	20.0%

施策1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
12	情報提供体制の充実	あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。	企画人権課 ネウボラ課
13	児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進	児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や相手を思いやることなどを重視した指導の充実を図ります。	学校教育課

施策2 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
14	妊婦健診、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などの保健福祉の充実	妊婦健診、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問の内容や未受診者対応等の充実を図り、必要な人は支援事業へつなぐことで、安心安全な子育てができるよう支援します。	ネウボラ課
15	利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)の相談支援の充実	子育て世代包括支援センターは総合子ども家庭センターと連携し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
16	喫煙・受動喫煙、飲酒についての正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めます。	健康支援課
17	男性の子育て参画のための環境整備	産後うつのリスクを踏まえ、男性の育児参画を促すために、公園、公共性の高い建築物において、バリアフリートイレ等の整備を推進します。	資産戦略課 公園みどり課

施策 3 ライフステージにおける健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
18	相談体制の充実	女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めた女性相談の充実に努めます。	市民活動推進課
19	HIV／エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV／エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	健康支援課 学校教育課
20	更年期の健康支援	性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、更年期以降に発生する女性特有の疾患に対応した子宮頸がん・乳がん検診や骨粗しょう症検診を実施し、受診率の向上及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図ります。	健康支援課

施策 4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
21	情報提供体制の充実	スポーツ分野における男女共同参画の観点から、スポーツ団体を対象にアスリートに対する各種ハラスメント等の意識啓発を図ります。	スポーツ青少年課
22	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量※の増加に向けた情報と機会を提供します。	健康支援課 スポーツ青少年課

※身体活動…安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作のこと。「健康づくりのための身体活動基準 2013」において定義。

基本目標2

配偶者等からの暴力の根絶

配偶者や恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪となる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で解決すべき重要な課題です。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない意識の醸成や、幅広い年齢層に向けた周知や教育を進めます。また、DV被害者の相談体制や安全に配慮した保護体制の強化、自立支援の充実を図ります。

■方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動、若年層に向けた教育・啓発を進め、暴力の防止に向け、意識の醸成を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
4	配偶者や恋人间におけるDVに対する認識の割合	身体的 87.6% 精神的 69.9% 経済的 71.1% 性的 83.7%	身体的 92.0% 精神的 72.0% 経済的 73.0% 性的 86.0%

施策1 DV、児童虐待防止のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
23	広報紙やホームページ等の活用	DV根絶、児童虐待防止に向けて、絶対に許さないという意識啓発を、市民に対して図ります。	企画人権課

施策2 若年層に対する啓発、教育【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
24	学校における人権教育の推進	加害者にも被害者にもならないために、人ととのより良い関係(対等、性別による固定的役割を持たないなど)を学ぶなど、人権、男女平等を学習する機会を充実させます。	学校教育課
25	デートDV防止セミナーの開催	男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの暴力の問題について考える機会の拡充、教育・学習の充実を図ります。	企画人権課 学校教育課
26	インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	インターネット上の性的な暴力及びストーカーの被害者にも加害者にもならないために、インターネットの安全・安心な利用やインターネットの危険性に関する教育・広報啓発の充実を図ります。	学校教育課 スポーツ青少年課

■方針2 相談窓口の充実と周知

DV被害の早期発見と未然防止に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口を周知するとともに、二次被害防止のために研修に参加し、職員等の資質向上に取り組みます。

指 標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
5	暴力被害に対し、相談できなかった人の割合	10.3%	9.0%

施策1 DV被害者・児童虐待等の予防及び早期発見と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
27	DV・児童虐待の予防及びDV・児童虐待被害者の早期発見	相談、健診等の事業において、情報収集し、DV・児童虐待の予防及びDV・児童虐待被害者の早期発見に努めます。また、DVについては地域住民、民間企業等、児童虐待については児童相談所、学校、警察等の関係機関との連携を図るネットワークの活用により、迅速な対応に努めます。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課
28	学校における児童生徒に対する性暴力等の未然防止	教職員等による児童生徒への性暴力等の被害を防ぐため、職員を採用する際に犯罪経歴の確認を行うことを徹底します。	学校教育課
29	相談窓口の周知と充実	DV・児童虐待被害者が孤立して悩むことがないよう相談窓口の周知を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課 企画人権課

施策2 市職員・相談員の資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
30	DVに関する研修への参加	市職員や相談員がDV相談に適切に対応するため、DVに関する研修への参加及び情報共有を図ります。	地域共生推進課

■方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

庁内及び関係機関との連携を強化し、DV被害者とその子どもの安全確保と自立、心身の健康の回復に関する支援に取り組みます。

施策1 DV被害者の情報保護の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
31	DV被害者の情報保護の意識啓発	DV被害者の情報保護が適正に行われるよう、庁内職員一人ひとりの意識の啓発に努めます。	地域共生推進課

施策2 DV被害者の安全確保のための支援

No.	事業名	事業内容	担当課
32	緊急時における一時保護の支援	一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。	地域共生推進課 生活支援課

施策3 自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	担当課
33	生活支援に関する情報提供及び支援の実施	DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する(経済的支援、住宅確保、就労支援等)情報提供及び支援を実施します。	地域共生推進課 生活支援課
34	保育・就学等の支援	保育所等・幼稚園・学校・学童クラブ等と連携し、転入園・転入学等の手続きの支援を行います。	保育サポート課 保育施設課 学校教育課

施策4 心身の健康の回復に関する支援

No.	事業名	事業内容	担当課
35	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の健康の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 健康支援課 市民活動推進課

施策5 支援体制の強化と関係機関との連携

No.	事業名	事業内容	担当課
36	庁内連携の強化	DV相談及び支援に関する部署と連携を図ります。 また、被害者の意向に応じて関係機関や転出入に係る他市区町村と連携を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課

基本目標3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

性別にかかわりなく、あらゆる場面で、誰もが自分の能力を十分に発揮できる環境づくりは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。男性中心型労働慣行^{*}を解消し、男女ともに働きやすい環境の整備に取り組むとともに、地域や政治などあらゆる場面で、男女が対等に参画できるよう、女性登用を積極的に推進します。

* 男性中心型労働慣行：年功序列、正社員、転勤、長時間労働などの働き方を前提とする労働慣行。

■方針1 女性の就労・活躍の支援

起業や再就職等、女性のチャレンジを支援し、また、農業など就労の場において、女性が働きやすい環境づくりを推進するため、情報提供、啓発をします。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
6	多様な働き方実践企業認定数	36件	70件

施策1 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	担当課
37	研修会等の開催や情報提供	女性の就労をサポートするため、再就職支援のためのセミナー等の開催及び情報提供を図ります。	企画人権課
38	情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。	産業支援課
39	職場環境改善の推進	埼玉県の認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度 ^{※11} 」を周知し、職場環境の改善を促し、認定企業を増やすことで女性の就労支援を図ります。	企画人権課

施策2 農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるよう啓発に努めるとともに、男女共同参画推進のため、家族経営協定 ^{※12} の周知など定期的に情報提供を行います。また、女性の活躍推進に取り組む優良経営体の情報を提供します。	産業支援課

■方針2 職場環境の整備促進

男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方改革や、男性の育児・介護休業の取得等を推進し、職場における環境整備に取り組みます。また、職場における各種ハラスメントの防止や、労働問題の解決のために、研修や相談体制の充実を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
7	市男性職員における育児休業取得率の割合	50.0%	100.0%

施策1 労働者の職場環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
41	労働関連法令の周知	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「労働施策総合推進法」や「女性活躍推進法」、「労働基準法」等の労働関連法令の周知を図ります。	企画人権課 産業支援課
42	長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進	労働者が男女ともに職業生活と家庭生活、地域活動に参加できるよう、職場の働き方改革（長時間労働の是正等）を推進し、働きやすい環境を整備します。また、事業所に対してテレワークに対応できるようスキルアップ講座の情報提供などを行います。	職員課 産業支援課

施策2 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
43	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等の周知及び推進	男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、多様な休暇制度の周知や職場環境の改善に取り組みます。	職員課 産業支援課

施策3 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

No.	事業名	事業内容	担当課
44	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、市内事業者や指定管理者等に対して啓発を行います。また、市職員に対して、研修強化を徹底します。	職員課 産業支援課 障害福祉課 長寿あんしん課 保育施設課 学校教育課

施策4 労働相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	職員課 産業支援課

			市民活動推進課
--	--	--	---------

■方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

性別にかかわりなく、あらゆる場面に参画するために、企業の役員等や審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、人材育成に向けた研修等の実施や、将来を担う若年層への啓発にも取り組みます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
8	市の審議会等における女性比率	30.6%	50.0%

施策1 ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)^{※13}の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
46	方針決定の場への女性の参画促進	役員等への女性登用を進めるため、ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)に関する情報を幅広く提供します。	企画人権課
47	市の女性職員の管理職への登用	市政運営において男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を促進します。また、研修等を充実させ、人材育成を推進します。	職員課
48	企業における女性の参画拡大	女性活躍の裾野を広げるため、一般事業主行動計画の策定に向けて、新たに義務付けられる企業等が行うポジティブ・アクション等の取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対して周知し、円滑な施行を図ります。	産業支援課
49	職場環境改善の推進	市が行う総合評価方式の競争入札において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた事業主を対象に加点評価することにより、事業所等における男女共同参画を推進します。	財政課
50	地域における女性の参画拡大	自治会、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図ります。	市民活動推進課

施策2 審議会等への女性の登用促進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
51	審議会等委員の男女均等の促進	審議会等委員に女性を積極的に登用するための取組を推進し、女性比率の現状を改善して、女性委員のいない審議会等を解消します。	企画人権課

施策3 政治への参画意識の高揚

No.	事業名	事業内容	担当課
52	若者に対する啓発	18歳選挙権に合わせた啓発事業や将来の有権者に向けた若年層への選挙啓発を行い、関心を高める取組を行います。	選挙管理委員会事務局
53	市議会における取組の推進	女性や幅広い層が議員として参画し、活躍しやすい環境整備を行います。	議事課

基本目標4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。さらに、さまざまな生活上の困難を抱えた方が安心して暮らせる環境を整備します。また、男女共同参画社会の実現に向け、庁内における連携強化を図るとともに、男女共同参画に関する情報の積極的な周知に努めます。

■方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災会議や避難所運営等への女性の参画を促進します。また、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に女性の視点を取り入れ、防災対策における男女共同参画の周知・啓発を進めます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
9	和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	72人	100人

施策1 防災分野における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
54	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図ります。	危機管理室
55	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織や避難所運営等における女性の参画を促進し、多様な世代・立場の女性の意見が適正に反映される機会や仕組み作りに努めるとともに、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室

施策2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
56	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	市が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れて作成し、市民や自治会等へ周知・啓発を図ります。	危機管理室

■方針2 地域における男女共同参画の推進

男女ともに地域活動への参画を促進とともに、仕事との両立が図れるよう、地域での子育て支援の充実に努めます。また、ひとり親家庭や高齢者、外国人等あらゆる人が安心して地域で暮らせる環境を整備します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
10	家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合	21.5%	50.0%

施策1 地域・社会活動への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課
57	地域における活動の支援	自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために、女性が関わりやすい制度や組織作りに取り組み、地域・社会活動の支援を行います。	市民活動推進課 地域共生推進課

施策2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
58	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てガイドブックや市のホームページ等の他、母子保健事業や子ども・子育て支援事業等の機会を活用し、子育て支援に関する様々な情報提供を行います。	ネウボラ課
59	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう多様な保育ニーズに対応した保育等の子育て支援サービスの充実を図ります。	保育サポート課 保育施設課 ネウボラ課 生涯学習課
60	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に参加できる機会を提供します。	ネウボラ課

施策3 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
61	情報提供体制の充実	市のホームページや広報等でひとり親家庭支援制度の周知を図るとともに、ひとり親や離婚検討中の市民に対し、就労や生活、経済的な支援等の制度について周知を図ります。	ネウボラ課 保育サポート課
62	相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに応じて、必要なサービスにつなげるとともに継続的に相談支援を行います。	ネウボラ課
63	学習支援や進路選択に関する支援の充実	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	学校教育課 地域共生推進課

施策4 高齢者・要介護者・障害者・困難な問題を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
64	相談・情報提供・支援サービス体制の充実	生活全般に関わる様々な問題についての相談や、保険・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障害者等の地域での生活を援助します。	長寿あんしん課 障害福祉課 地域共生推進課

施策5 多言語に対応した生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
65	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、やさしい日本語や外国語で表記し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	企画人権課

■方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現において、行政の果たす役割は大きいことから、庁内における連携体制の強化に努めるとともに、和光市男女共同参画推進条例等の周知等を行い、率先して男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	31.5%	70.0%

施策1 男女共同参画行政の推進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
66	和光市男女共同参画推進条例についての周知	パネル展の開催等において、和光市男女共同参画推進条例の周知に努めます。また権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等について、周知を行います。	企画人権課

施策2 庁内における男女共同参画推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
67	庁内連絡会議を通じた相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	男女共同参画庁内連絡会議を通じて、各課所等との連携を図り、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。	企画人権課

